

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

「2024年版 各国・地域の 貿易・投資上の問題点と要望」 調査結果の特徴



この事業は競輪の補助金を受けています。

2024年11月5日
事務局： **JMC** 日本機械輸出組合

目次

1. 問題点と要望 調査方法
2. 集計方法の変更 問題区分の統合と新設 / 問題件数のカウント方法
3. 調査結果全体の概要 問題区分別 / 国・地域別
4. 北東アジア (中国、韓国、台湾)
5. アジア大洋州 (インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア、フィリピン、ミャンマー、シンガポール)
6. 南西アジア (インド)
7. 北米・中南米 (米国、ブラジル、メキシコ)
8. 欧州・ロシア (EU、ロシア)
9. 中東・アフリカ (サウジアラビア、トルコ、南アフリカ、エジプト)

1. 問題点と要望 調査方法

1. 調査方法

貿易・投資円滑化ビジネス協議会 加盟団体(約130団体)に対し、事務局(日本機械輸出組合)より回答とりまとめを依頼。さらに各団体よりそれぞれの加盟企業・団体へ回答を依頼。

2. 調査 17区分

1	外資への諸規制・障壁(参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等)	2	輸出入規制・関税・通関規制・物流	3	経済安全保障に起因する問題
4	為替管理・金融	5	税制	6	雇用
7	駐在員・出向者等に関する問題	8	知的財産制度運用	9	工業規格・基準・安全認証
10	環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制	11	非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等	12	政府調達
13	デジタル・データ関連の問題	14	人権デューデリジェンスに関する問題	15	新型感染症に起因する問題
16	地域紛争に起因する問題	99	その他		

3. アンケート時期

依頼 2023年11月 / 回収 2024年2月末

4. 調査結果の発表

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」ホームページにて正式公開済
(<https://www.jmcti.org/mondai/top.html>)

1. 問題点と要望 調査方法

貿易・投資円滑化ビジネス協議会 メンバーリスト

一般社団法人 板硝子協会	一般財団法人 エンジニアリング協会	一般財団法人 家電製品協会	一般社団法人 カメラ映像機器工業会
硝子繊維協会	キッチン・バス工業会	一般社団法人 強化プラスチック協会	一般社団法人 軽金属製品協会
在欧日系企業ビジネス協議会	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会	一般財団法人 製造科学技術センター	石油化学工業協会
一般社団法人 セメント協会	一般社団法人 全国楽器協会	全国商工会連合会	一般社団法人 全国中小貿易業連盟
一般社団法人 全国鐵構工業協会	全国魔法瓶工業組合	一般財団法人 先端加工機械技術振興協会	全日本履物団体協議会
全日本プラスチック製品工業連合会	一般社団法人 全日本文具協会	一般財団法人 素形材センター	耐火物協会
ダイヤモンド工業協会	炭素協会	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	電気硝子工業会
一般社団法人 電子情報技術産業協会	一般社団法人 特殊鋼倶楽部	一般社団法人 日本アパレル・ファッション産業協会	一般社団法人 日本アミューズメント産業協会
一般社団法人 日本アルミニウム協会	一般社団法人 日本医療機器産業連合会	一般社団法人 日本印刷産業機械工業会	一般社団法人 日本オプトメカトロニクス協会
一般社団法人 日本化学工業協会	日本化学繊維協会	一般社団法人 日本化学品輸出入協会	一般社団法人 日本家具産業振興会
一般社団法人 日本ガス石油機器工業会	一般社団法人 日本かばん協会	日本紙類輸出組合	日本紙類輸入組合
一般社団法人 日本硝子製品工業会	一般社団法人 日本玩具協会	一般社団法人 日本機械工具工業会	一般社団法人 日本機械設計工業会
日本機械鋸・刃物工業会	日本機械輸出組合	日本絹人繊維物工業組合連合会	一般社団法人 日本計量機器工業連合会
日本毛織物等工業組合連合会	日本化粧品工業会	一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会	一般社団法人 日本建設機械工業会
日本鋳業協会	一般社団法人 日本工作機械工業会	一般社団法人 日本工作機器工業会	日本ゴム履物協会
一般社団法人 日本ゴルフ用品協会	一般社団法人 日本産業機械工業会	一般社団法人 日本産業車両協会	一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本自動車部品工業会	一般社団法人 日本自動販売システム機械工業会	一般社団法人 日本ジュエリー協会	日本商工会議所
一般社団法人 日本食品機械工業会	一般社団法人 日本真空工業会	日本真珠輸出組合	一般社団法人 日本スポーツ用品工業協会
日本製紙連合会	日本製薬工業協会	一般社団法人 日本繊維機械協会	日本繊維輸出組合
日本繊維輸入組合	日本ソーダ工業会	日本タオル工業組合連合会	一般社団法人 日本タンナーズ協会
日本暖房機器工業会	一般社団法人 日本鋳造協会	一般社団法人 日本釣用品工業会	一般社団法人 日本鉄鋼連盟
一般社団法人 日本電機工業会	一般社団法人 日本電線工業会	一般財団法人 日本陶業連盟	一般社団法人 日本時計協会
一般社団法人 日本時計輸入協会	日本ニット工業組合連合会	一般社団法人 日本ねじ工業協会	一般社団法人 日本農業機械工業会
一般社団法人 日本歯車工業会	一般社団法人 日本バッグ協会	一般社団法人 日本半導体製造装置協会	一般社団法人 日本百貨店協会
日本肥料アンモニア協会	日本プラスチック日用品工業組合	公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会	一般社団法人 日本フルードパワー工業会
公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会	一般社団法人 日本分析機器工業会	一般社団法人 日本粉体工業技術協会	一般社団法人 日本ベアリング工業会
一般社団法人 日本貿易会	独立行政法人 日本貿易振興機構	一般社団法人 日本望遠鏡工業会	一般社団法人 日本縫製機械工業会
日本紡績協会	一般社団法人 日本包装機械工業会	一般社団法人 日本珪礫工業会	一般社団法人 日本ホビー協会
一般社団法人 日本メンテナンス工業会	日本毛髪工業協同組合	一般社団法人 日本木工機械工業会	日本洋傘振興協議会
日本羊毛産業協会	一般社団法人 日本冷凍空調工業会	一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会	一般社団法人 日本レコード協会
一般社団法人 日本ロボット工業会	一般財団法人 バイオインダストリー協会	一般財団法人 ヒートポンプ・蓄熱センター	一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会
福井県眼鏡工業組合	北陸環日本海経済交流促進協議会	一般財団法人 マイクロマシンセンター	公益財団法人 マザック財団
一般社団法人 輸入住宅産業協会			

2. 集計方法の変更 問題区分の統合と新設

従来、問題点は26区分だったが、1～8、10、11、15、18を統合するなど整理を行い、また新たに「デジタル・データ関連の問題」「人権デューデリジェンスに関する問題」「新型コロナウイルスに起因する問題」「地域紛争に起因する問題」を新設し、2024年版より17区分とした。

【旧】

区分	区分名
1	外資参入規制
2	国産化要請・現地調達率と恩典
3	輸出要請
4	撤退規制
5	部品産業政策上の規則
6	外資優遇政策の縮小
7	外資法運用手続き
8	投資受け入れ機関の問題
9	輸出入規制・関税・通関規制
10	自由貿易地域・経済特区での活動規制
11	利益回収
12	為替管理
13	金融
14	税制
15	価格規制
16	雇用
17	知的財産制度運用
18	技術移転要求
19	工業規格・基準安全認証
20	独占
21	土地所有制限
22	環境問題・廃棄物処理問題
23	諸制度・慣行・非効率な行政手続き
24	法制度の未整備、突然の変更
25	政府調達
26	その他

【新】

区分	区分名
1	外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）
2	輸出入規制・関税・通関規制・物流
3	経済安全保障に起因する問題
4	為替管理・金融
5	税制
6	雇用
7	駐在員・出向者等に関する問題
8	知的財産制度運用
9	工業規格・基準・安全認証
10	環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制
11	非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等
12	政府調達
13	デジタル・データ関連の問題
14	人権デューデリジェンスに関する問題
15	新型コロナウイルスに起因する問題
16	地域紛争に起因する問題
99	その他

2. 集計方法の変更 問題件数のカウント方法

従来、本「調査結果の特徴」に掲載されている内容やグラフの件数は、「問題点」欄の数を件数としていたが、2024年版より「問題の内容」欄の数を件数とすることに変更した。また、PDFのレイアウトもより見やすいように変更した。

【旧】

2023 年版 ASEAN における問題点と要望 1 / 2					
ASEAN における問題点と要望					
区分	経路団体*	問題点	問題点の内容	要望	集計方法
9. 輸出入規制・関税・通関規則	日機輸	(1) ATIGA原産地証明書発給遅れの問題	ASEAN域内では、船足が短い。ATIGAの原産地証明書Form Dが間に合わないことがある。	・出費国で、船積み前のForm Dの発給を認めてほしい。	・ASEAN Trade in Goods Agreement (ATIGA)
	JEITA	(2) 原産地証明書に付いての規則	2020年9月よりATIGAが修正され、フォームDへのFOB価格記載の義務が撤廃されたが、インドネシア、ラオス、カンボジアは対象外となっている。弊社インドネシア委託先工場からベトナム得意先へ三国間貿易で輸出する際に、上記の制約からシンガポールでBack to Back COOを発行し、ベトナムへの輸出を行っている。	・弊社FOB価格を得意先に知られてしまうことを避けるためだけにこのような手間をかけており、上記対象外国も他のASEAN国と同様にFOB価格記載義務を撤廃して頂きたい。	
	日機輸	(3) e-ATIGA運用体制の不備	e-ATIGAが導入されている国でも、運用体制が整っていない国では書面の提出を求められている。	・全てのASEAN加盟国の早急な運用体制の確立。	
	日機輸		e-ATIGAが導入されている国が限られている。	・早期の全てのASEAN加盟国への導入。	
	日機輸		e-ATIGAの運用が不安定である。 ①システムダウンが頻りに、Form Dの再申請が求められる。 ②署名が認識されない。 ③HSコードの理解が統一されていない。	・①システムの安定化 ②署名をマスターのシステム登録 ③全ての加盟国での共通のHSコードの適用。	
	日機輸	(4) 原産地自己証明制度の形式・要件不備	ベトナムへの大量出荷用に原産地自己証明制度(AWSC: ASEAN-Wide Self Certification)が廃業されているが、形式と要件が揃っていないため、ベトナム税関の裁量により、e-ATIGAが推奨される。	・要求仕様の標準化。	
	日機輸	(5) AJCEP BACK TO BACK COOの適用	AJCEPのBACK TO BACK COOの適用について各国税関の見解が異なっている。(インドネシア税関ではシンガポール税関発行のBack to Back COOを認めない)現地から情報共有があった。	・AJCEP BACK TO BACK COOの運用について、ASEAN域内で統一、明確にして頂きたい。	
	日商	(6) RCEPの利用方法の情報不足	RCEPを使用するための資料(優待点等)が少なく、メリットが見い出せない。	・原産地証明書のデジタル化、EPA等の活用マニュアルの作成。	
	日商	(7) EPA/FTAの利用の煩雑・情報不足	EPA/FTAを使用するために多量な資料を準備せねばならず、準備方法、注意点等の煩雑・情報不足。 また、国・地域ごとにルールが違う。	・早期のタイ/EU EPA合意を望む。	
	日機輸	(8) EU-タイFTAの進捗の遅れ	EU GSPからタイが外れることによる関税負担。		
	日機輸	(9) ASEAN経済共同体2025	ASEAN経済共同体(AEC)の新たな方向性「AEC2025」が示された。		

※経路団体：各製品の意見がどの団体を経由して提出されたかを示すものであり、経路団体を代表する「主催」「協賛」等を記載するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジョン

【新】

2024年版 ASEAN における問題点と要望 1 / 1					
問題番号	経路団体	問題点	問題点の内容	状況	要望
2. 輸出入規制・関税・通関規則・物流					
1	日商	通関手続きの煩雑・遅延、コスト負担	・通関に時間とコストがかかる。ある時は通り、ある時は同様の書類提出がないと通らないなど、差支がある。	継続	・基準を明確にして欲しい。 ・省によって関税が異なるなどもやめて欲しい。
2	日機輸	原産地自己証明制度の形式・要件不備	・ベトナムへの大量出荷用に原産地自己証明制度(AWSC: ASEAN-Wide Self Certification)が撤廃されているが、形式と要件が揃っていないため、ベトナム税関の裁量により、e-ATIGAが推奨される。	継続	・要件を明確にする必要がある。
3	JEITA	原産地証明書のFOB価格記載義務	・2020年9月よりATIGAが修正され、フォームDへのFOB価格記載の義務が撤廃されたが、インドネシア、ラオス、カンボジアは対象外となっている。弊社インドネシア委託先工場からベトナム得意先へ三国間貿易で輸出する際に、上記の制約からシンガポールでBack to Back COOを発行し、ベトナムへの輸出を行っている。	継続	・弊社FOB価格を得意先に知られてしまうことを避けるためだけにこのような手間をかけており、上記対象外国も他のASEAN国と同様にFOB価格記載義務を撤廃して頂きたい。
4	日機輸	ATIGA原産地証明書発給遅れの問題	・ASEAN域内では、船足が短い。ATIGAの原産地証明書Form Dが間に合わないことがある。	継続	・出費国で、船積み前のForm Dの発給を認めて欲しい。
5	日機輸	e-ATIGA運用体制の不備	・e-ATIGAが導入されている国が限られている。	継続	・ASEAN各国のe-ATIGAの導入。
6	日機輸	e-ATIGA運用体制の不備	・e-ATIGAが導入されている国でも、運用体制が整っていない国では書面の提出を求められている。	継続	・全ASEANが運用体制を整え、書面の提出を不要とて欲しい。
7	日機輸	e-ATIGA運用体制の不備	・e-ATIGAの運用が不安定である。 ①システムダウンが頻りに、Form Dの再申請が求められる。 ②署名が認識されない。 ③HSコードの理解が統一されていない。	継続	・以下を要望する。 ①システムの安定化しており、システムダウンがないこと。 ②署名が認識されるようにすること。 ③全ての国が共通のHSコードを適用できるようにすること。
8	日機輸	AJCEP BACK TO BACK COOの適用	・AJCEPのBACK TO BACK COOの適用について各国税関の見解が異なっている。(インドネシア税関ではシンガポール税関発行のBack to Back COOを認めない)現地から情報共有があった。	継続	・AJCEP BACK TO BACK COOの運用について、ASEAN域内で統一、明確にして頂きたい。
9	日機輸	EU・タイFTAの進捗の遅れ	・EU GSPからタイが外れることによる関税負担。	継続	・早期のタイ・EU EPA合意を望む。
10	日機輸	ASEAN経済共同体2025	・ASEAN経済共同体(AEC)の新たな方向性「AEC2025」が示された。	継続	・IRG、AEC2025に関する詳細情報を共有して欲しい。
8. 知的財産制度運用					
1	日機輸	模倣品の横行・取り締まりの遅延	・アセアン各国では、弊社の製品の模倣、イミテーションが横行しており、個別企業の対応でははば無力で、僅く一部をくらたさしているに過ぎない。模倣品の横行、知財権の侵害の他、模倣品によるブランドイメージ毀損などが懸念される。弊社製品に類する、ありとあらゆる製品のプレミアムブランドは直視している問題である。	継続	・各国との協力による模倣品、イミテーションの撲滅、PRと利用のための法整備をお願いしたい。
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等					
1	JEITA	契約書の電子署名の未整備	・コロナ禍により代表者の直筆によるサインが取得しにくくなっている状況と業務効率化の観点から弊社は電子署名の活用を推進しているが、国によって法制度の整備が不十分である。電子署名の活用を推進しているが、国によって法制度の整備が不十分である。電子署名の活用を推進しているが、国によって法制度の整備が不十分である。	継続	・電子署名の各国政府機関による機能の検証、PRと利用のための法整備をお願いしたい。

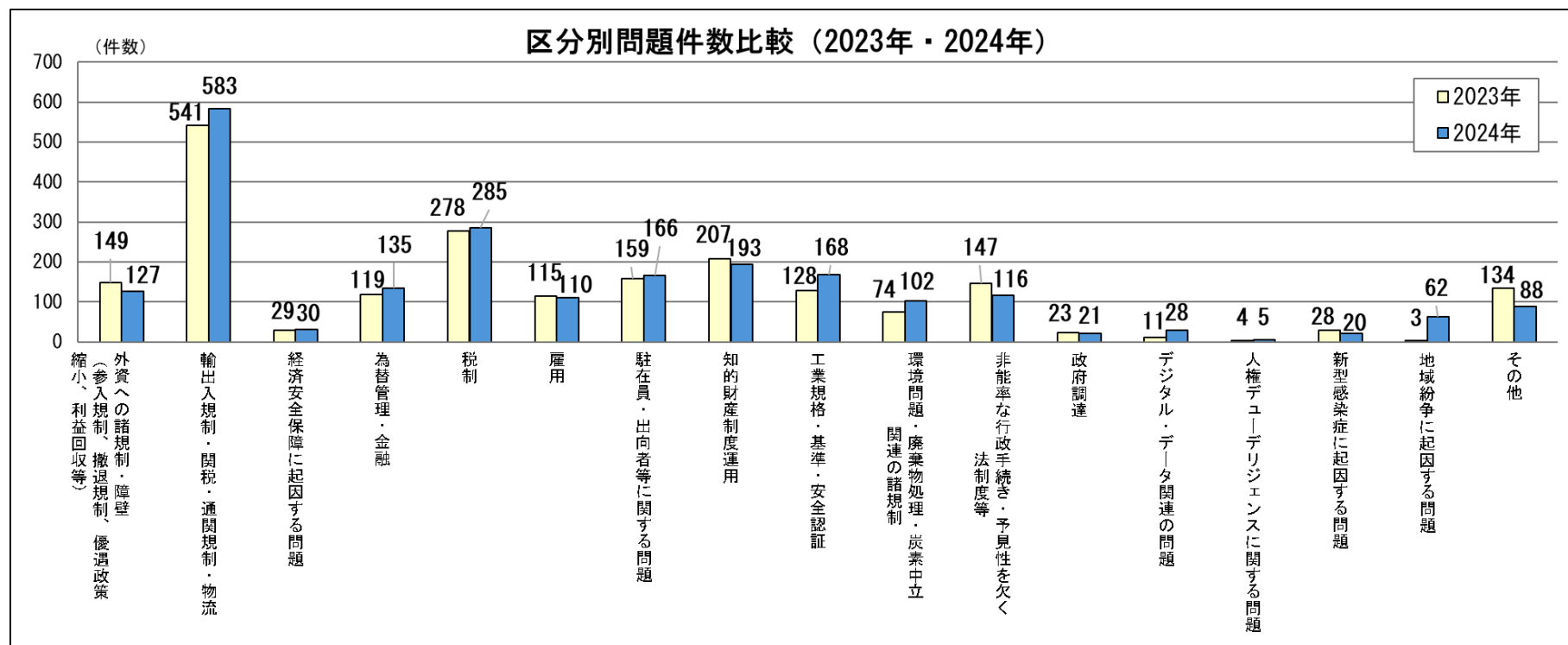
※経路団体：各製品の意見がどの団体を経由して提出されたかを示すものであり、経路団体を代表する「主催」「協賛」等を記載するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジョン推進会議

3. 調査結果全体の概要 ① ～問題区分別～

◆ポイント

- ・問題指摘総数は2,239件で、2023年版(2,149件)より90件増加した。
- ・全体としては「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最も多く、「税制」「知的財産制度運用」「工業規格・基準・安全認証」がトップ4を占める。雇用関連は、「雇用」と「駐在員・出向者等に関する問題」を合計すると、従来同様「税制」に次ぐ数となる。
- ・新設分野では、「地域紛争に起因する問題」と「デジタル・データ関連の問題」が増加している。「新型コロナウイルスに起因する問題」は減少傾向が続いている。

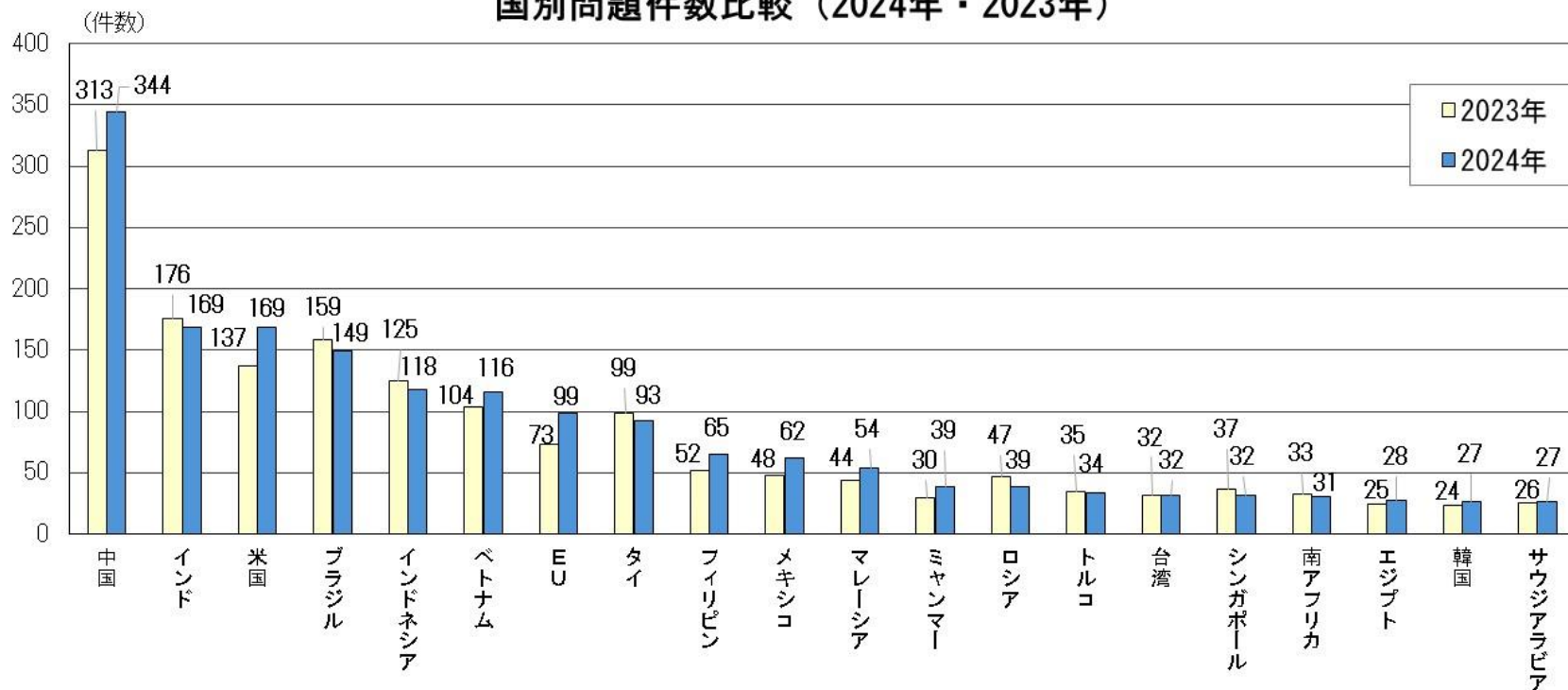


3. 調査結果全体の概要 ② ～国・地域別～

◆ポイント

- ・中国、インドのトップ2に変更はないが、問題件数のカウント方法変更によりと思われる先進国のランク上昇(3番目に米国(2023年は5番目)、7番目にEU(同8番目))が見られる。
- ・4-6番目はブラジル(2023年は6番目)、インドネシア(同3番目)、ベトナム(同4番目)と続き、ほぼ例年の上位国が入っている。ウクライナ問題渦中のロシアは件数減少が続く。

国別問題件数比較 (2024年・2023年)

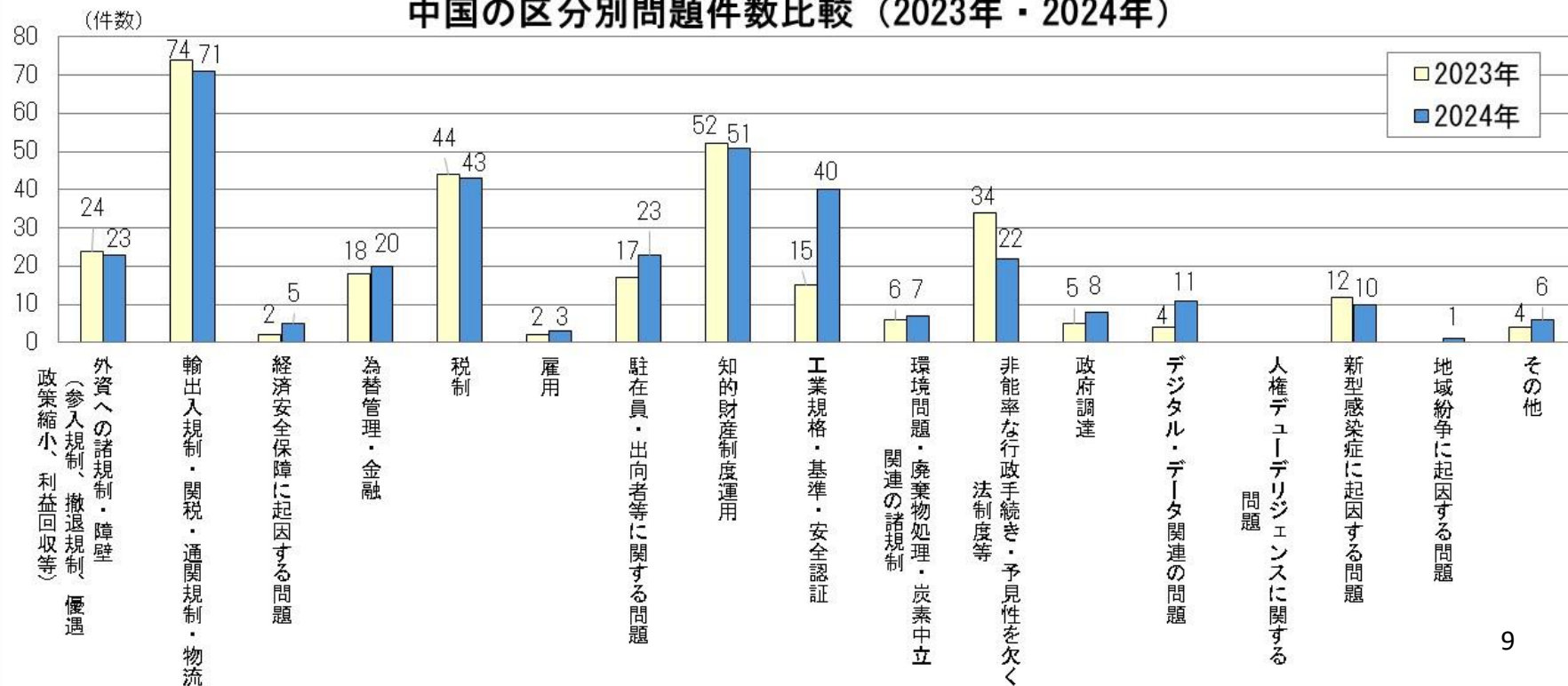


4. 北東アジア 中国 ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は344件で、本年も世界最多である。前年(313件)より約1割の増加。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、高関税(RCEPの長期ステー
ジング、非ITA製品、米中摩擦)、関税評価・分類の恣意性、希少金属輸出規制、への継
続・新規指摘がある。2番目の「知的財産制度運用」では、模倣品を始めとする知的財産
権侵害への罰則の不十分、特許実施許諾に関する特殊事情の継続指摘がある。3番目の
「税制」では、増値税の未還付・遅延、出向者へのPE課税適用の問題、APA制度の活用
困難、BEPS対応への情報提出に関する企業負担の継続指摘がある。

中国の区分別問題件数比較 (2023年・2024年)



4. 北東アジア 中国 ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・RCEPが2022年に発効したが、中国の対日本産品、日本の対中国産品に対象外品目が多く、またステージングも10年超の品目が多い。
- ・ITA対象外の製品（レンズ3%、双眼鏡10%）は関税率が高く、ITA拡大交渉で撤廃して欲しいとの要望あり。
- ・米国が発動した通商法301条への報復措置として、中国側でも米国からの輸入品に対して追加関税が賦課され、中国現地法人の収益への影響が継続している。サプライチェーン見直し等も容易でなく、事業競争力の低下を懸念している。
- ・担当官によりHSコードの解釈が異なること、また申告価額が低いとの指摘により書類差し替えを求められることがある。
- ・米国の中国産半導体規制の対抗措置として、2023年8月よりガリウム、ゲルマニウムの輸出規制が行われているが、今後これら希少金属の入手が困難になる可能性がある。

②知的財産制度運用

- ・模倣品の取締りについて、権利者に対して侵害事実・侵害者の処罰・侵害品の処分についての情報開示が不十分であり、一度摘発されても侵害行為を止めず、侵害を繰り返すとの指摘がある。例えば、罰金額が極めて低いことや、罰金の納付が行われない場合、侵害者は実質的に逃げ得状態になっていることが挙げられる。
- ・特許実施許諾に関する特殊なルールの存在のため、ライセンスの責任が重すぎる。例えば、ライセンスによるライセンス技術の保有者であること・権限を有することの保証、ライセンス技術は完全で、誤りがなく、有効で、合意した技術目標を達成できることの保証等がある。

4. 北東アジア 中国 ③

③税制

- ・増値税について、部材や製品の輸出入に伴い、HSコードに基づき関税率が決まっているが、増値税が全額還付されないケースがある。運用面では都度の輸出入に際して所定の手続きを取っているが、煩雑である。
- ・日本本社から中国現地法人への出向者労務費について、日本口座への支払いは本社が一旦建て替え、中国現法が本社へ支払うことにより精算しているが、2023年7月より中国外貨管理局の規制により送金が停止されている。送金実施のためには出向契約と納税証明書の提出が必要と言われており、この提出によりPE認定されるリスクがある。認定された場合、中国での日本本社企業所得税及び増値税等の納付が必要となる。
- ・個人所得税の還付・返金が個人の口座にしか振り込めず、また還付・返金が本人帰国後に行われることも多いため、帰国後も口座を維持し、所得税、社会保険料を負担した会社には振り込まなければならない。
- ・移転価格の事前確認制度(APA)は、申請自体を当局の意向に沿ったものでないと受け付けない場合がある。
- ・BEPSに対応するための情報提供義務が過剰である。

④工業規格・基準・安全認証

- ・製品安全規格IEC 62368-1第3版の中国版であるGB4943.1-2022において、個別要求事項(National difference)に記載されていない複数の項目について、中国国家標準化管理委員会(SAC)が独自の解釈を行っており、影響が大きいとの指摘がある。
- ・2019年11月より国家薬品监督管理局(NMPA)への申請は電子申請となったが、この手続きに関連して、煩雑、負荷が大きい、時間も長期化する等の指摘が多い。

4. 北東アジア 中国 ④

⑤外資への諸規制・障壁

- ・中国政府の国産優遇政策により、中国企業である競合他社に比較して入札参加が困難になったり、薬事承認に遅れが生じている。また、地域によっては、中国国産品に購入を限定する告示が出される。
- ・中国のWTO加盟時の「約束」に関するもののうち、「(国内)流通業の自由化」については、2004年6月に「外商投資商業分野管理法」が施行され、表向きは「開放」されたように見えるが、実施細則が規定されておらず、事実上閉鎖されたままの状態になっている。

⑥駐在員・出向者等に関する問題

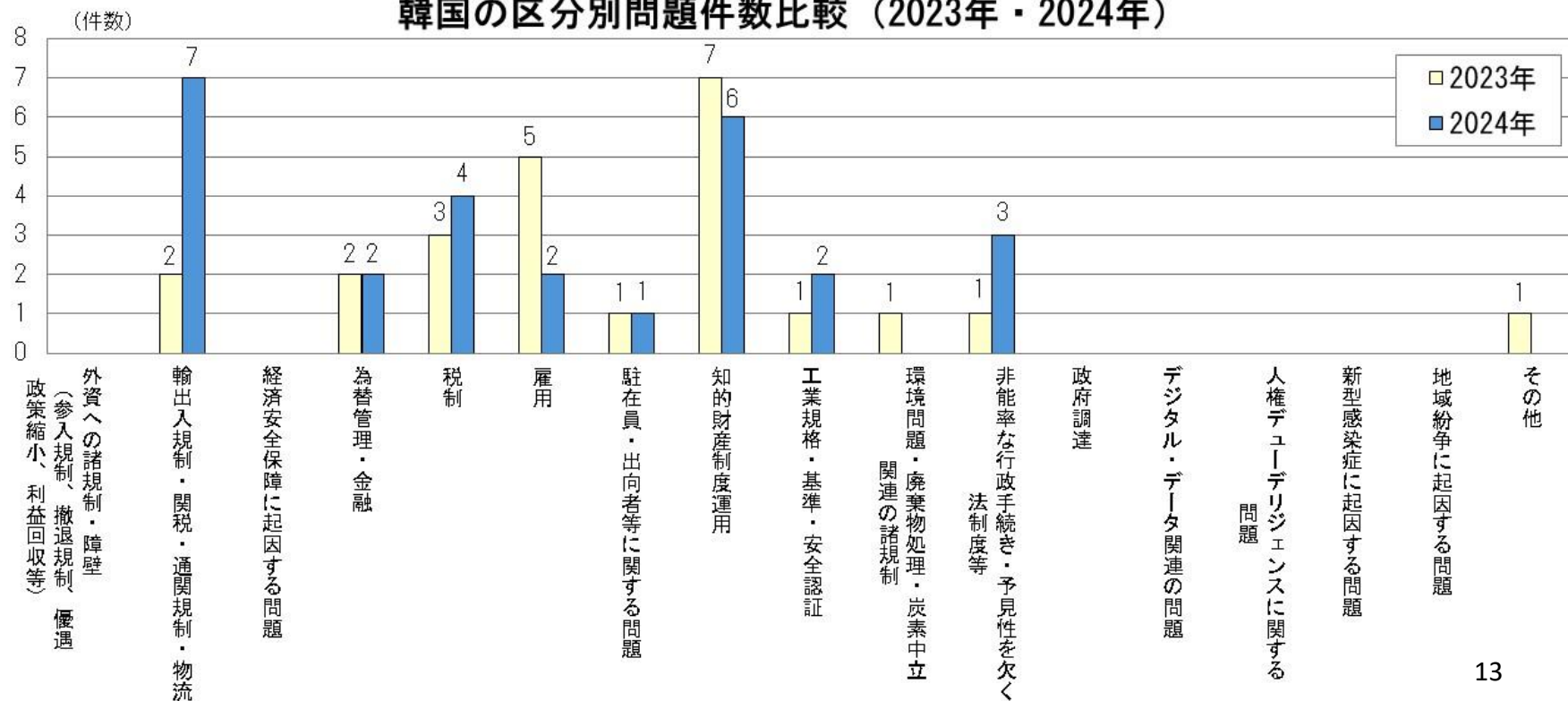
- ・2020年の新型コロナ感染拡大以前までは、滞在期間15日以内のビザ免除措置が適用され、短期間の滞在にはビザ取得が不要であったが、現在はビザ取得のために様々な情報が必要であり、手続きに時間を要する。
- ・都市により(時には同じ都市でも)ビザの手続書類や所要時間が異なる。過去の経緯や担当官の違いにより、書類が異なることがある。新法施行により、各都市で無犯罪証明書の取得が義務付けられ、また書類に中国領事の認証を求められる等、手続きに費用と工数を要する。

4. 北東アジア 韓国 ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は27件と、前年(24件)より約1割増加。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、FTAによる関税劣後に関する新規・継続指摘がある。
- ・2番目の「知的財産制度運用」では通常実施権の対抗要件、間接侵害規定の曖昧さに関する継続指摘がある。
- ・3番目に多い「税制」では、移転価格税制に関する継続指摘がある。

韓国の区分別問題件数比較 (2023年・2024年)



4. 北東アジア 韓国 ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・以前よりある、機械製品のEU・韓国FTAへの劣後指摘に加えて、RCEP協定下でも韓国側に関税が残るガスタービン・蒸気タービンについて、FTA締結済の米国及びEUと比較して劣後を改善して欲しいとの指摘がある。

②知的財産制度運用

- ・登録をしないと第三者に対抗することができない通常実施権について、オープンイノベーションでは通常実施権の許諾が頻繁に行われる現実を考えると、それを常に登録し、管理することは企業にとり大きな負担となる。
- ・間接侵害について特許法で規定されてはいるものの、対象が専用部品（その生産にのみ使用するもの、その方法の実施にのみ使用するもの）に限定されているため、この解釈が厳格に行われると、間接侵害規定による救済は難しいと考えられる。

③税制

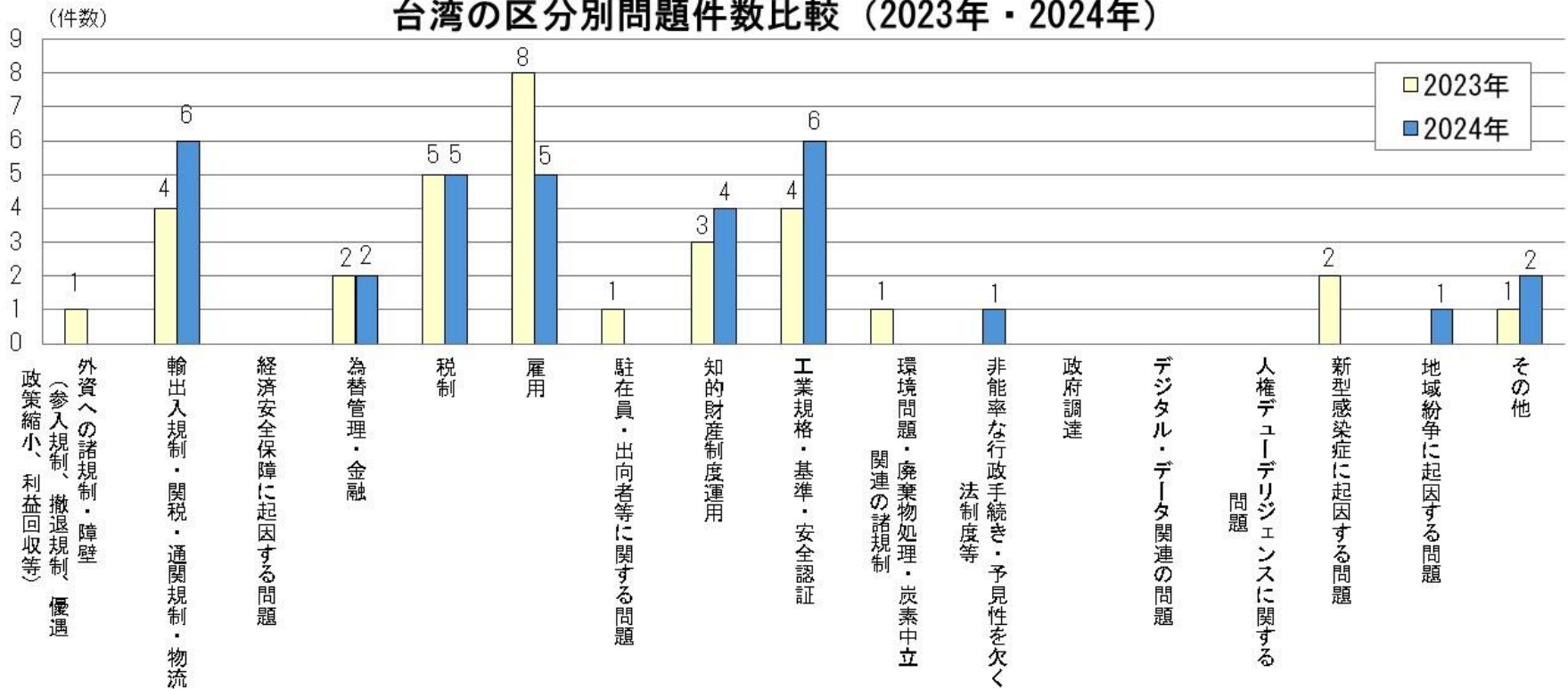
- ・移転価格の事前確認制度について、申請自体が当局の意向に沿ったものでないと受け付けない事例が見られる。
- ・法人税設定の際の移転価格評価が、他国との比較において相対的に高いとの指摘がある。

4. 北東アジア 台湾 ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は32件で、前年(32件)と同数。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」と「工業規格・基準・安全認証」が最多で並ぶ。前者には、鉄鋼製品への原産地証明書提出要求や輸入申告の義務付けに関する継続指摘がある。後者には、医療機器製造許可審査の簡素化が実質的に簡素化にならないことや、機器の新規登録審査の厳格化に対する新規指摘がある。

台湾の区分別問題件数比較 (2023年・2024年)



4. 北東アジア 台湾 ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・鉄鋼製品に対する原産地証明書提出や、一部の鉄鋼製品に関する輸入申告義務付けの問題が継続している。

②工業規格・基準・安全認証

- ・医療機器の製造許可審査を簡素化する手続きが法律により規定されているが、現実には日本の複雑な規制を説明することが必要となるため、非常に手間がかかり、簡素化にならない。
- ・また医療機器の新規登録審査について、使用説明書に記載される検体種すべてのデータ提出が要求されるため、非常にハードルが高く、コストもかかるとの指摘がある。

③税制

- ・日台租税協定に関し、PEのない事業所得について他国との間とは異なる、免税適用のための申請手続きが必要となることから実務対応が困難であることや、日本へ支払うシステム利用料等に係る源泉税は台湾側で還付申請ができるはずであるが、膨大な資料提示が要求されるため利用しにくいといった指摘が出ている。

④雇用

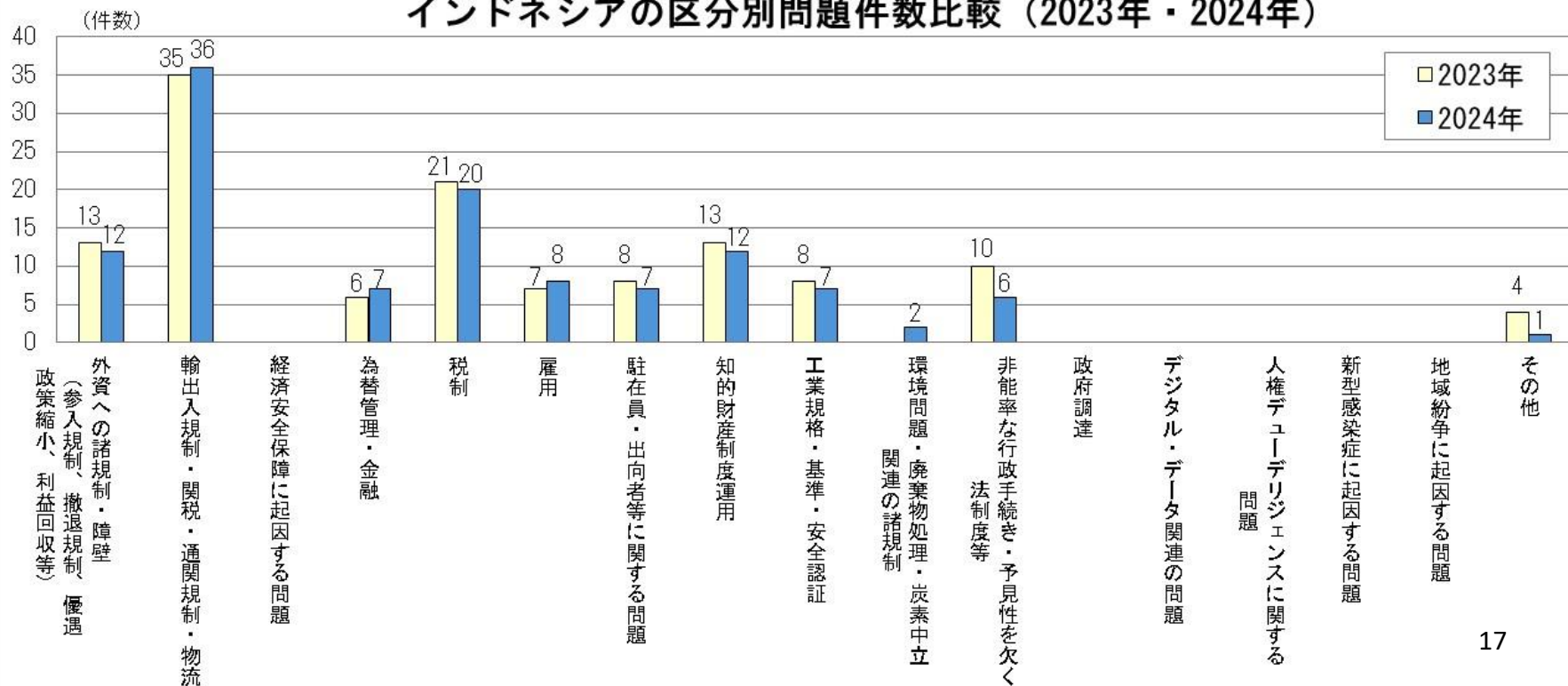
- ・台湾内のIT産業の工場建設や拡張、台湾への投資回帰による新規工場建設等による建設ラッシュにより、慢性的な台湾内労働者不足が顕在化している。また、それを補う外国人労働者も新型コロナの影響で受け入れ制限が生じている。

5. アジア大洋州 インドネシア ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は118件と、前年(125件)より微減。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、EPA手続書類の確認、通関手続の恣意性、未加工鉱物輸出規制の継続・新規指摘がある。
- ・2番目の「税制」では、不合理な税務調査・否認、前払い法人税の負担といった継続指摘がある。3番目の「外資への諸規制・障壁」では、国内調達法によるローカルコンテンツ要求の見直しに関する継続指摘が、「知的財産制度運用」では、特許権者による厳格な特許国内実施義務に関する継続指摘がある。

インドネシアの区分別問題件数比較 (2023年・2024年)



5. アジア大洋州 インドネシア ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・日インドネシア経済連携協定（JIEPA）の申請は通関時提出が必須となっているが、日本側での書類準備に時間がかかるため、航空便の際は事実上申請が不可となっている。他のEPA同様、遡及申請を認めて欲しいとの要望がある。
- ・電子原産地証明書（e-CO）が導入されたにもかかわらず、現在でもインドネシア税関ではPDFでの発行を求められており、作業時間短縮につながっていない。
- ・輸入申告時のHSコードに関し、関税率が高いコードが恣意的に適用されることがある。
- ・法律上認められている免税措置について、税務当局による書面の確認書も提示して通関手続きを行ってきたにもかかわらず、通関当局の査察により同確認書は無効として、過去の輸入について追加納付の指示が出たことがある。
- ・ニッケル等未加工鉱物について輸出禁止措置が取られている。

②税制

- ・親会社が提供する経営指導、債務保証に対する対価の支払いに関し、インドネシアに所在する子会社においては、すべて配当とみなされ損金処理が認められず追徴課税が発生した。
- ・インドネシアでは物品を輸入する際、輸入価格の10%を前払い所得税（法人税）として納付する。業績悪化等により前納した所得税が過払いとなった場合は、還付請求が可能であるが、一般的な還付は申請から1年以上後となるため、キャッシュフローに大きな影響がある。
- ・2016年にBEPSガイドラインが適用され、移転価格文書化規定に従った書類の提出が求められることとなったが、他国に比べ非常に短期間の作成期限となっているため、実務に配慮して欲しい。

5. アジア大洋州 インドネシア ③

③外資への諸規制・障壁

- ・42インチ以下のデジタルTVがローカルコンテンツ要求対象となっている。このため、通信情報省 情報通信資源規格総局 (SDPPI) による認証取得を行う必要があり、取得費用・コスト増加により競争力阻害要因となっている。
- ・また医薬品についても、国産化率の適用・計算方法に関するガイドラインが発表されているが、その内容には国産化率のさらなる向上が難しい項目もあり、外資にとっては市場参入の障壁となる。

④知的財産制度運用

- ・特許権者は、インドネシア国内において、その特許を実施する義務があり、特許付与から36ヶ月以内にこの義務を果たさない場合、強制実施権の設定または裁判所決定に基づく特許取消の対象になり得ることになっているが、この実施義務を廃止して欲しいとの要望が出ている。

⑤雇用

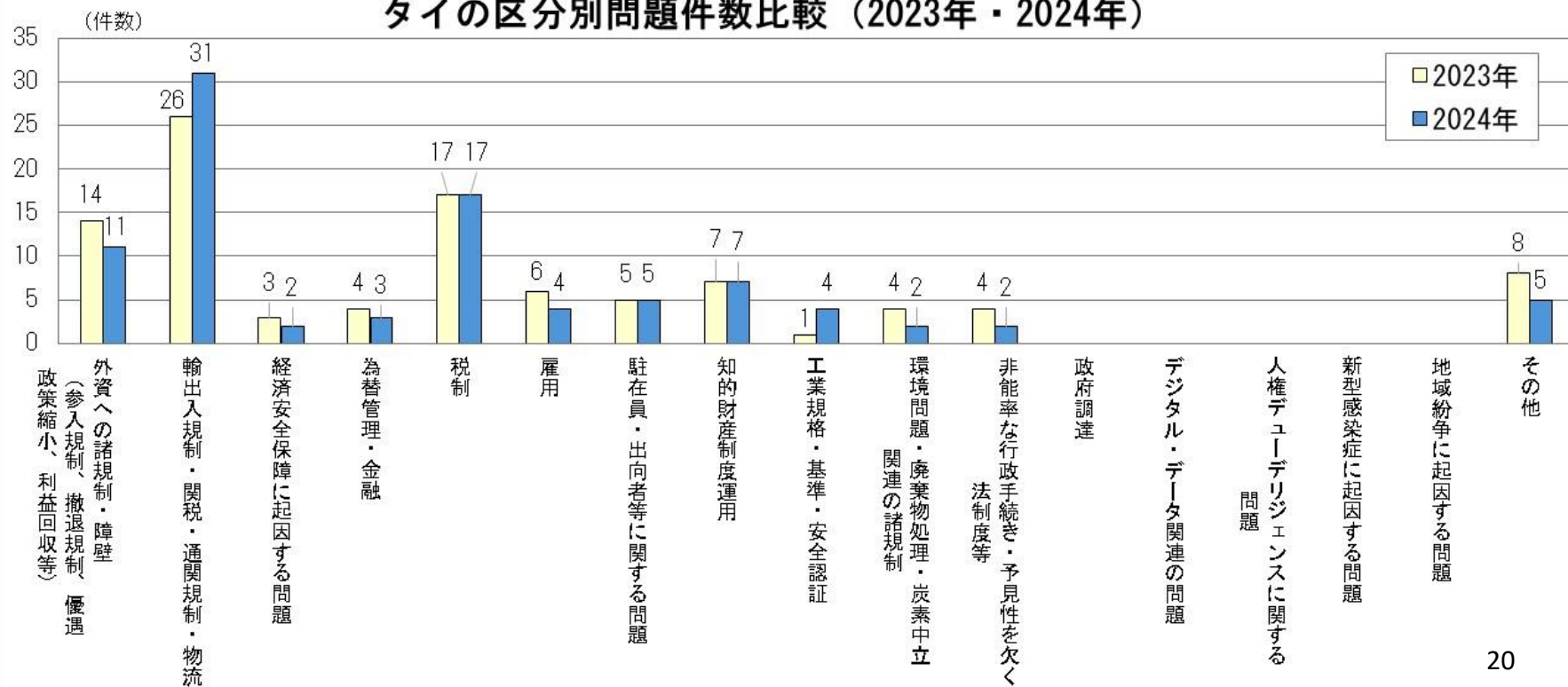
- ・最低賃金の急激な上昇により、労務費の負担が大きくなり、収益の悪化要因となっている。
- ・毎年実施される最低賃金交渉に関して、労働組合の過度なデモ、交渉活動により、製造活動が混乱し、生産性と効率性に悪影響が出る。

5. アジア大洋州 タイ ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は93件で、前年(99件)より微減。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、輸入評価対象の変更・関税分類の恣意性、報奨金分配制度への継続指摘がある。
- ・2番目の「税制」では、BOI恩典と税法上のメリットが必ずしも一致しないとの継続指摘やグローバルミニマム課税が導入される際のBOI税制メリットに関する新規指摘がある。
- ・3番目の「外資への諸規制・障壁」では、サービス業への外資参入規制の継続指摘がある。

タイの区分別問題件数比較 (2023年・2024年)



5. アジア大洋州 タイ ②

①輸出規制・関税・通関規制・物流

- ・為替レートの変動により、タイ販売会社が保税倉庫に積んだ製品について、保税倉庫搬入時（輸入時）価格が搬出時（販売時）よりも高くなる場合（逆ザヤ状態）がある。この場合に、タイ税関は輸入時価格にVATを課す方針を取り、当該処理の法的根拠を求めたところ拒否され、通関を止められた。
- ・HSコードの解釈が不統一であり、担当者により解釈が異なる上、責任ある職員が使用する全桁数に関する公開情報がない。
- ・以前より指摘されていることであるが、報奨金分配制度により、暫定価格での通関後に最終価格への修正で過大なペナルティーを要求されたり、不適切に高い関税を徴収される。また調査期間を不必要に引き延ばすことにより多額の延滞金利を徴収された。

②税制

- ・BOIの恩典と税法上のメリットが必ずしも符合しない場合がある。例えば、税法上の光熱費・国内運送費の2倍控除を利用すると、BOI事業利益からの配当源泉税免除の免除枠が小さくなる場合がある。
- ・グローバルミニマム課税が導入された場合、BOIの恩典の取り扱いがどうなるのか不明確である。例えば、BOI恩典の税制メリットを享受することにより、グローバルミニマム課税額を下回った場合、グローバルミニマム課税の基準税率未達の部分は日本側で課税されるのかどうか明確ではない。

③外資への諸規制・障壁

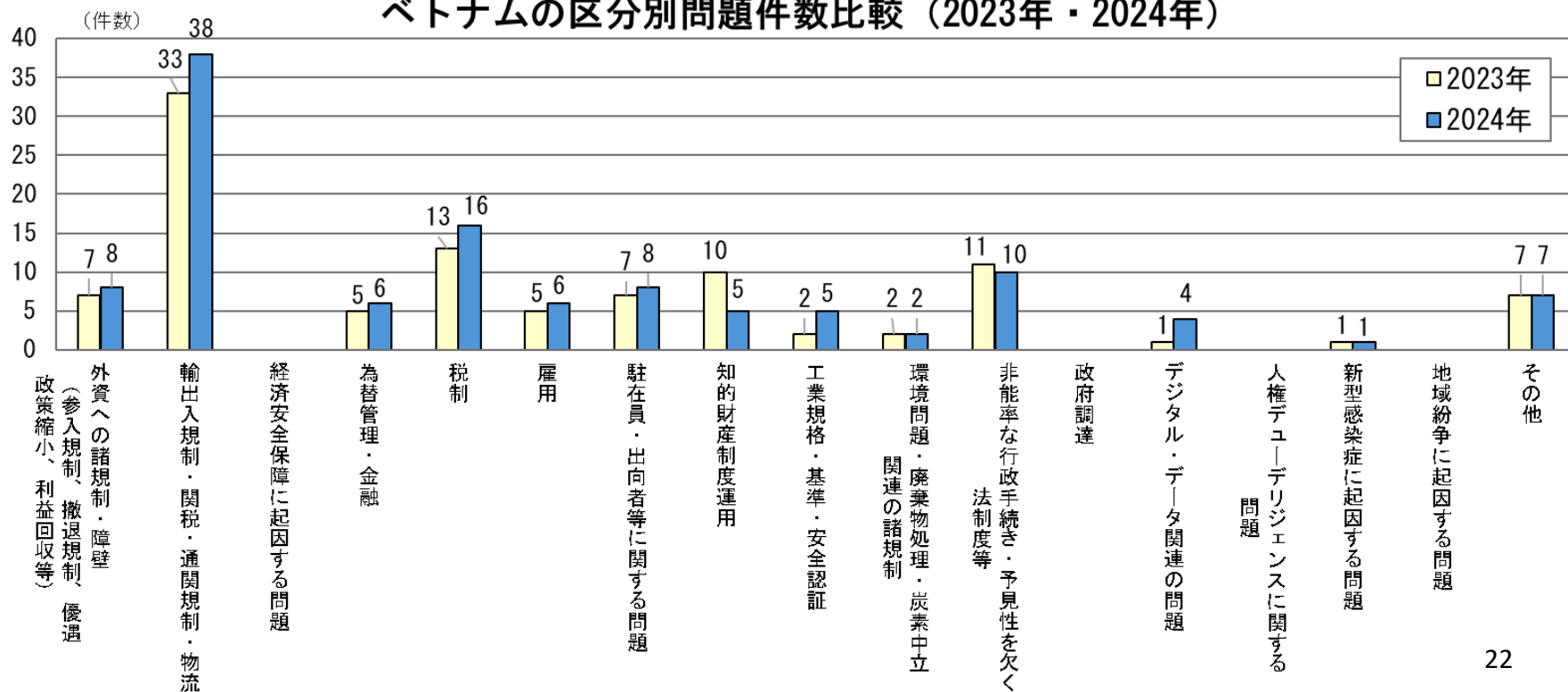
- ・外国人事業法による、外国企業のサービス業への参入規制が残存している。

5. アジア大洋州 ベトナム ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は116件で、前年(104件)より1割の増加。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が突出して多く、鉄鋼・石炭製品への輸出入関税、EPAの原産地証明書、通関手続きに関する問題への継続指摘がある。
- ・2番目の「税制」では、VAT還付手続きの煩雑・遅延、グローバルミニマム課税への懸念といった継続・新規の問題指摘がある。3番目の「非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等」では、法律自体の不明瞭さ、法律と異なる運用等の継続・新規の問題指摘がある。

ベトナムの区分別問題件数比較 (2023年・2024年)



5. アジア大洋州 ベトナム ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・鉄鋼製品に対するセーフガード措置の延長や、石炭及び関連製品への輸出税の賦課、輸出加工企業（EPE企業）がベトナム国内で調達した鉄スクラップを輸出する際の輸出税の賦課等、輸出入関税に関する問題指摘がある。
- ・EPAの原産地証明書について、三国間貿易における原産地証明書発行申請時に、仕入れ・販売両面のインボイス提示が求められること、CPTPPにおいてベトナムは自国からの輸出について第三者証明の適用を受けているが、出荷ごとの事務負担と時間を考えると、完全自己証明を認めて欲しい要望等がある。
- ・空輸の際に発生しなかった輸入税が、船便では明確な理由なく徴収されたり、グループ企業間取引の場合にインボイス価格が申告価格として拒否され、長期にわたり最高価格が申告価格として適用される問題がある。

②税制

- ・VAT還付時に税務調査が行われるが、調査官との意見の食い違い等揉めるケースが多く、申請から還付まで長期間を要し、実務工数や煩雑な手続きを要する。
- ・2024年以降、ベトナムでもグローバルミニマム課税が適用されることとなったが、従来より投資誘致目的で行われてきた税制優遇措置がどうなるのか確認したい、との指摘がある。

③非能率な行政手続き・予見性を欠く法制度等

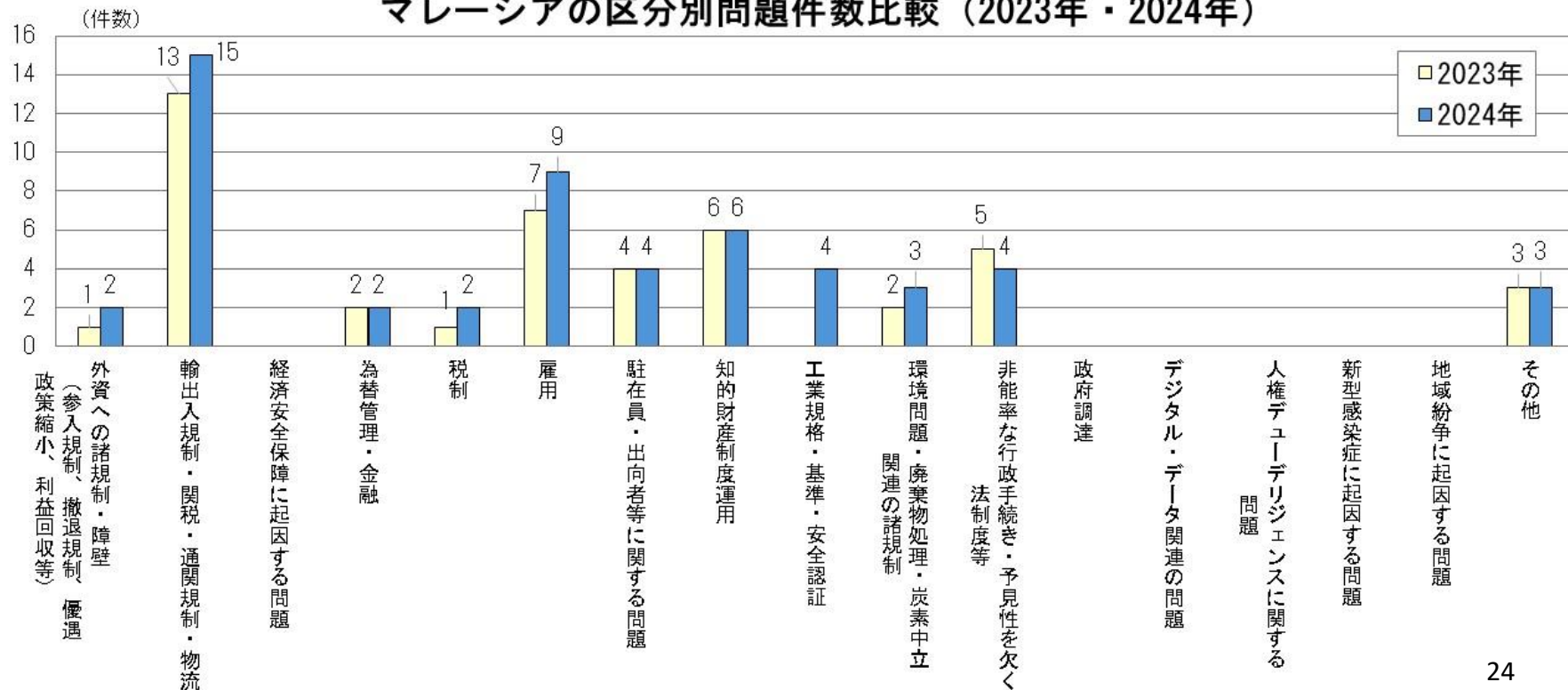
- ・法律自体が不明瞭であり、行政担当者の恣意的な解釈が多々なされ、行政手続きに膨大な時間がかかることに加え、政府機関の手続きにおいて、法律と異なる運用を行っている場合があり、余計な手間・時間を要するケースが散見される。

5. アジア大洋州 マレーシア ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は54件で、前年(44件)より約2割増加。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、FTA原産地証明書の申請手続きの煩雑さや発給要件に関する継続・新規指摘がある。
- ・2番目の「雇用」では、外国人労働者の雇用規制や人件費上昇に関する継続指摘がある。
- ・3番目の「知的財産制度運用」では、不十分な模倣品対策への継続指摘がある。

マレーシアの区分別問題件数比較 (2023年・2024年)



5. アジア大洋州 マレーシア ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・日マレーシアEPA原産地証明書の申請から承認までに時間がかかる。またオンラインでの申請、承認後にサインをした書類の税関への持ち込みが必要であり、毎回、税関への出張及び紙での対応が必要となる。
- ・CPTTPでは、自国について発効する時点で他の締約国に通報していれば、第三者証明・認定輸出者自己証明が利用可能となっている関係上、マレーシアは第三者証明の適用を受けているが、出荷ごとの事務負担と時間を考えると、生産者自己証明を認めて欲しい。
- ・鉄鋼製品への「適合性評価証明書」が、現時点でも一部製品に残っており、輸入手続きの煩雑化や追加費用の発生要因となっている。

②雇用

- ・外国人労働者の新規採用が停止されているが、マレーシアでの採用は既に失業率が低く、また製造業の人気のないため、外国人労働者の新規採用を再開して欲しい。
- ・最低賃金アップによる製造人件費が上昇し、経営への影響が大きい。

③知的財産制度運用

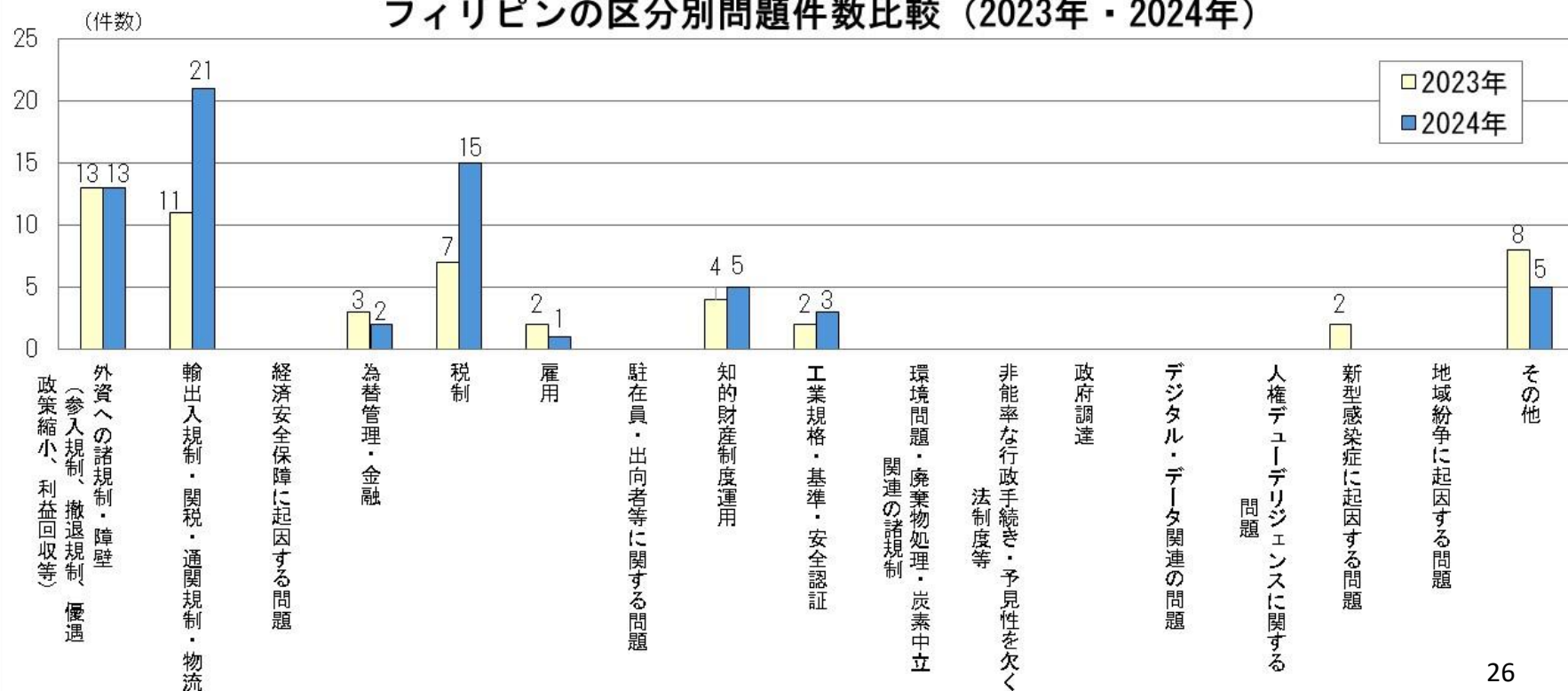
- ・模倣品の水際差止については、事前申告が必要な上、疑義品が通関する日、コンテナ番号、通関港等、具体的な情報が求められるため、申告は難しく、事実上水際差止は実施されていない。
- ・模倣品対策の行政摘発では、摘発後数年経過しても処罰が決定しないケースも多く、摘発後すぐに模倣品取引を再開する悪質な侵害者もいる。

5. アジア大洋州 フィリピン ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は65件で、前年(52件)から2割以上の増加。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、輸入通関手続における関税評価の問題や煩雑さ、輸出入ライセンス認定手続の遅延の継続指摘がある。
- ・2番目の「税制」では、VATの還付遅延・未還付、恣意的に行われる税務調査について継続指摘がある。3番目の「外資への諸規制・障壁」では、PEZA(フィリピン経済特区庁)企業への優遇税制縮小について継続指摘がある。

フィリピンの区分別問題件数比較 (2023年・2024年)



5. アジア大洋州 フィリピン ②

①輸出規制・関税・通関規制・物流

- ・税関が定める設定単価と比較して輸入価格(FOB)が下回った場合、輸入者は関連書類の提出・説明、申告額の修正等を求められる。
- ・税関で多数の部門の承認が必要で、手続きが煩雑となる。また通関システムが脆弱なため、スローダウンしたり、完全にダウンしてしまうこともあり、通関手続きに時間がかかり、予定通りの配送ができなくなる。
- ・輸出入関係業者として業務を行うためのライセンス取得が必要となるが、申請から承認までのプロセスが1年以上必要となる。

②税制

- ・現地法人がVATの還付を受ける際、1年程度で完了するインドネシア等に比べて、フィリピンは10年経っても還付が完了しない場合がある。その手続きも、判断も非常にグレー、煩雑である。否認されても理由がよくわからないケースが多く、そのリスク回避のためにコストがかかる。
- ・根拠のない一方的なやり方で税務調査が進捗するケースがほとんどである。法外な課税を防ぐためには、法律により定められたタイムラインで膨大な書類準備・送付が必要となり、業務負担が非常に大きい。

③外資への諸規制・障壁

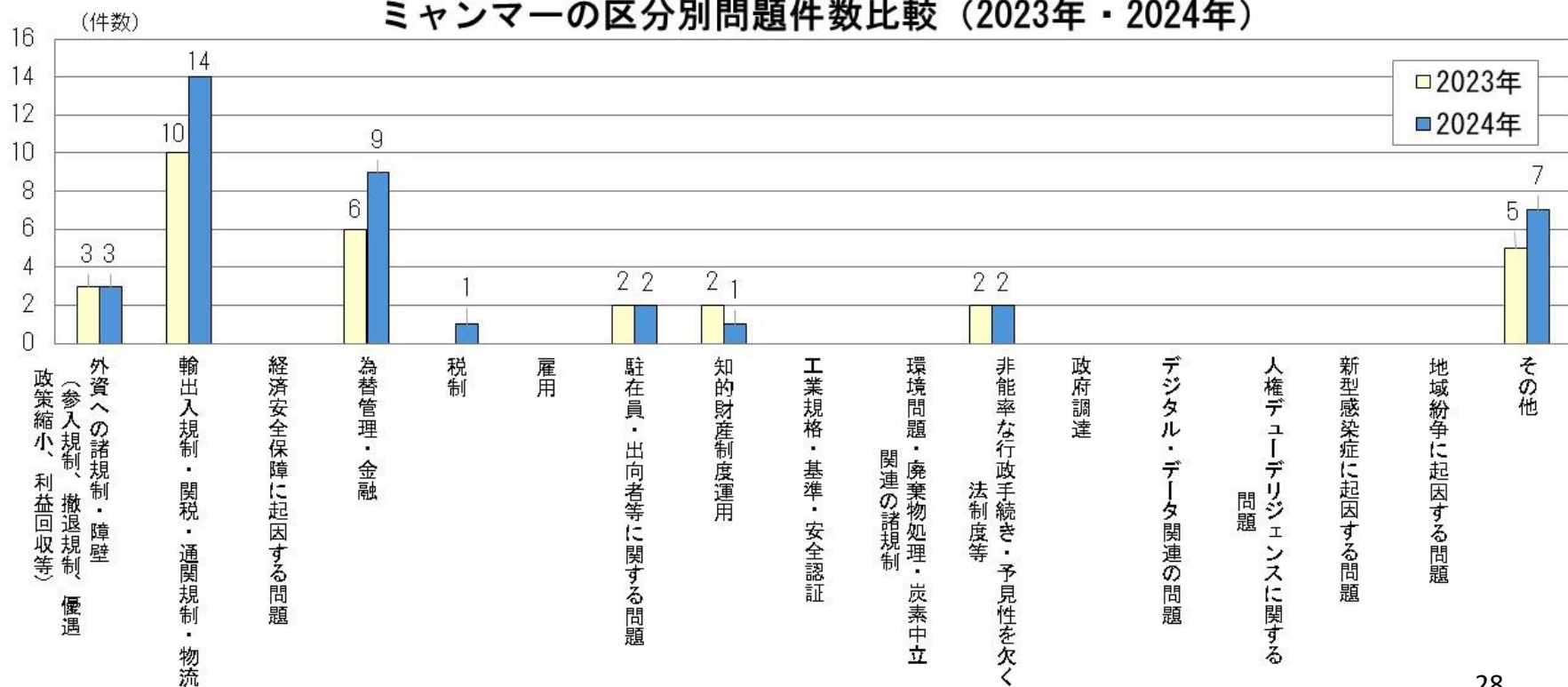
- ・企業復興・税制優遇法(CREATE法)改正に伴い、PEZA企業へのVATゼロレート適用インセンティブが限定的となり、財・サービス購入時にVAT支払いが生じるようになった。正常なVAT還付制度が機能していない状況下では、実質的なコストと認識せざるを得ない。²⁷

5. アジア大洋州 ミャンマー①

◆ポイント

- ・問題指摘数は39件で、前年(30件)より3割増加。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、輸入ライセンスの申請・取得に関する継続指摘が多数を占める。
- ・2番目の「為替管理・金融」では、外貨への交換・送金の困難に関する継続指摘が多い。
- ・3番目の「その他」では、電力インフラの未整備や政情不安についての継続指摘が多い。

ミャンマーの区分別問題件数比較（2023年・2024年）



5. アジア大洋州 ミャンマー ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・完成品、原材料・部品の輸入の際、モデルごとの輸入ライセンス登録が必要となる。ライセンス取得にあたっては3-6ヶ月を要することもあり、ビジネス停滞の一因になるとの指摘が以前よりあったが、外貨不足のため2023年からはライセンス発行が著しく制限され、ビジネス推進の障害となっている。
- ・インボイス毎に輸入許可ライセンスの取得が必要となる。インボイスは商品が仕上がり、出荷準備が整うと発行可能となり、事前申請は不可。承認までに3-4ヶ月が必要となり、安定供給に支障をきたす。
- ・国境貿易での不法輸入、市販食品等ではミャンマー語表記のない表示法違反の輸入製品が散見される。

②為替管理・金融

- ・2022年4月以降、外貨の購入（交換）、海外送金には外国為替監督委員会（FESC）の承認が必要となっているが、書類の申請方法や承認条件等が不明瞭な上、深刻化する外貨不足を背景に、この承認取得が非常に困難になっている。

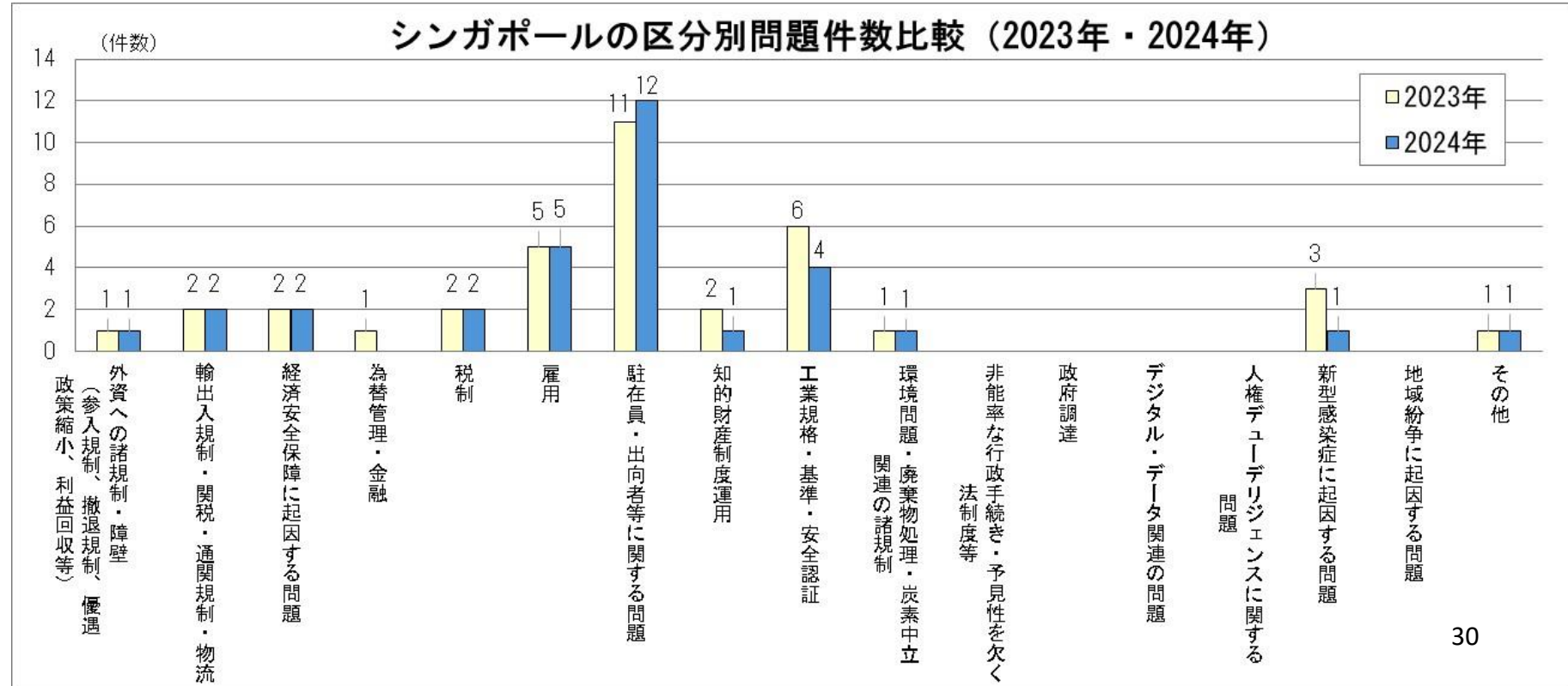
③その他

- ・電力インフラの未整備指摘が多く、恒常的な計画停電の他、計画外の停電也多発している。その時間帯は発電機を使わざるを得ず、生産性の低下や燃料代の発生が続いている。
- ・2021年2月のクーデター以降、国軍が政権を握っているが、2024年2月に緊急事態宣言は更に6ヶ月延長され、先行きの不透明さが増している。

5. アジア・大洋州 シンガポール ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は32件で、前年(37件)より減少。
- ・分野別では「駐在員・出向者等に関する問題」「雇用」が多く、前者の大部分は就労ビザ取得手続厳格化に関する継続指摘と、そこで使われるCOMPASS(要件評価)に関する新規指摘である。後者はシンガポール人優先雇用政策と外国人労働者の雇用規制の継続指摘である。
- ・3番目の「工業規格・基準・安全認証」では、医薬品評価の不透明性や遅延に関する継続指摘がある。



5. アジア・大洋州 シンガポール ②

①駐在員・出向者に関する問題、雇用

- ・シンガポール人の雇用を優先するために、日本人駐在員を雇用する前にシンガポール人を応募させる期間があり、すぐに駐在員を交代することがもともと難しかった。2023年9月より導入された外国人就労ビザ取得要件COMPASSにより、駐在員のビザ取得、更新がこれまで以上に難しくなり、特に中小規模の企業にとり影響が大きいと言われる。COMPASSでは、給与、学歴に加え、国籍比率、ローカル雇用率も要件に加えられた。

②工業規格・基準・安全認証

- ・薬剤価格決定について、プロセスが不透明で、革新的な医薬品を評価する目的に適していないとの指摘がある一方、薬剤評価には時間がかかり、またイノベーションを軽視していることから、例えば企業が特殊なニッチ癌治療薬を発売することは商業的に実現不可能との指摘がある。

③新型感染症に起因する問題

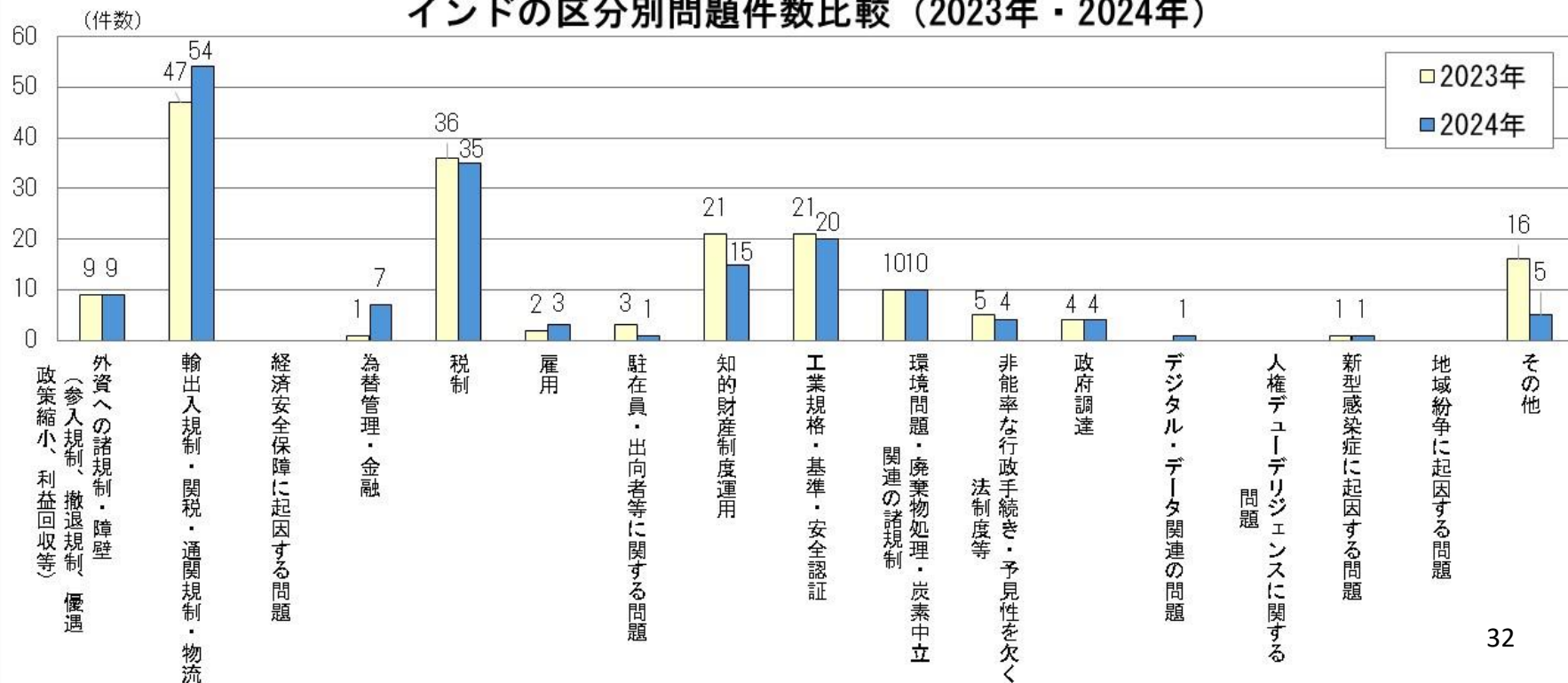
- ・新型コロナの水際対策として、外国人の入国にはワクチン接種が義務付けられているが、シンガポールと日本のワクチン接種運用の違いにより、日本人が入国できなかったり、必要以上にワクチンを追加接種するケースが発生した。

6. 南西アジア インド ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は169件で、前年(176件)より微減。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、間接税を含む高輸入関税、関税分類の恣意性、最高小売価格の表示、CAROTAR2020手続への継続指摘がある。
- ・2番目の「税制」では、不明確な平衡税、不明瞭なPEの取り扱い、出向者へのGST課税に関する継続指摘がある。3番目の「工業規格・基準・安全認証」では、各種規制の運用の不透明さ・猶予期間の不足、鉄鋼製品への独自規格取得義務、海外認証機関発行レポートを認めないことへの継続指摘がある。

インドの区分別問題件数比較 (2023年・2024年)



6. 南西アジア インド ②

①輸出規制・関税・通関規制・物流

- ・基本関税以外に社会福祉課徴金や統合物品・サービス税(IGST)が課税されるため実効関税率が高くなる。またITA対象品目であるインクカートリッジ製品やコンパクトプリンタが課税対象となっている。
- ・税収増を目的として、より税率の高い関税分類を適用するため、輸入者が適用すべき関税分類についての指摘がある。また、明確な判断基準、適用根拠の説明がなく、解釈も極めて曖昧である。HSコードの適用は税関担当官が決めることになっており、担当官により適用するコードが異なる。
- ・輸入通関時に製品の最大小売価格(MRP)表示義務があるため、価格を柔軟に変更することができない。
- ・関税法が2020年9月に改正され、輸入時のFTA/EPA審査が厳格化された。新たな税関規則(CAROTAR2020)では、特定原産地証明を利用した輸入者に対し原産性に関する情報を保持することが義務付けられ、税関より要求があった場合には詳細を提出することが必要となった。この対応には相当の工数を要する。

②税制

- ・税務調査において、調査官の独断による公正妥当とは言い難い追徴課税が横行している。
- ・平衡税について、対象となる取引や範囲の定義が曖昧である。現地法人を設けて、通常ビジネスを行っている会社は適用から除外して欲しい。Pillar 1導入時には撤廃して欲しい。
- ・税法上の長期出張者のPEの取り扱いが不透明である。
- ・2022年の最高裁判決を受けて、GST当局がインド国内の外資系企業に勤務する外国人出向者にGST課税を行う動きがある。

6. 南西アジア インド ③

③工業規格・基準・安全認証

- ・2022年に電子廃棄物規制が改定され、対象となる電気電子製品が拡大された。この一方で、規制の公表から施行日まで十分な期間が与えられず、また施行直前に規制内容の一部が更に改定され、施行後に施行日が2年延期となり、産業界に混乱と負担をもたらした。
- ・2008年に鉄鋼製品に強制規格が導入され、輸入・国内流通前にインド標準の取得、マーク表示が義務付けられ、以後対象製品が順次拡大されている。
- ・インドはCBスキーム加盟国であるにもかかわらず、海外機関発行のCBレポートを受け入れない。

④知的財産制度運用

- ・模倣品の取締り対策が十分ではなく、模倣品販売者・製造者に対する刑事訴求手続きの迅速化、処罰決定期間の短縮を求める要望がある。
- ・出願から特許付与までの期間に、外国出願に関する情報の特許庁提出が求められるが、出願人への負担が大きい。

⑤環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制

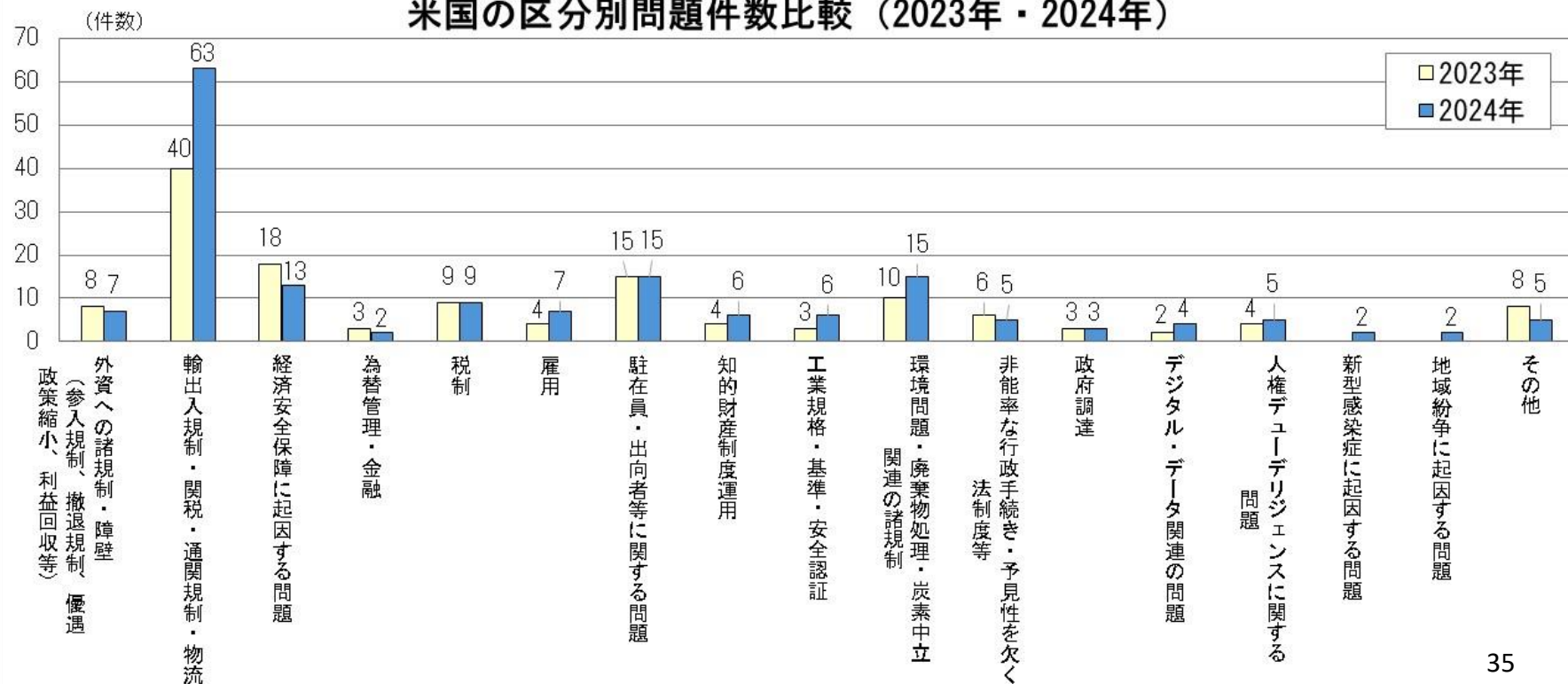
- ・2022年のプラスチック廃棄物管理規則では、厚さ50 μ m未満の包装の禁止、多層構造の包装の禁止等、非現実的な要求が含まれている。また、国内の包装製造者のみならず、包装の使用者も製造者と同様の義務が課せられる。多くのプラスチック包装は他地域との共通で使用されているため、インド独自の包装規制への対応は大きな負担となっている。

7. 北米・中南米 米国 ①

◆ポイント

- ・問題指摘件数は169件で、前年(137件)より2割以上の増加。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が突出して多く、GSPの更新要望、301条・232条による追加関税の賦課、厳格な原産地(表示)規則への継続指摘がある。
- ・2番目の「駐在員・出向者等に関する問題」では、ビザ取得とその手続きに関する継続・新規指摘がある。また「環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制」では、PFAS等の有害物質規制への新規・継続指摘、リサイクルマーク規制について継続指摘がある。

米国の区分別問題件数比較 (2023年・2024年)



7. 北米・中南米 米国 ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・2020年末に失効した一般特惠関税制度（GSP）の復活を求める要望が続いている。
- ・通商法301条に基づく中国産品への追加関税賦課に関連して、追加関税によるコスト増加、米国子会社の売上減少、得意先への転嫁交渉、インボイスシステムの変更といった直接的な影響に加え、顧客からの納入場所変更要求への対応、調達先・生産拠点の見直しといった労務負担が多大である。
- ・通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品の追加関税賦課についても、事業競争力の低下、米国子会社の収益への影響がある。日本製鉄鋼製品については、2022年4月より関税割当制度が導入されたが枠が小さく、四半期ごとに枠が大きく変動することがある。
- ・日米貿易協定におけるレンズの原産地基準は厳しく、またUSMCAにおけるロールアップや労働規制については不明確な部分がある。

②駐在員・出向者等に関する問題

- ・パスポートの有効期限に合わせたビザ（I-94）の期限と、そのビザの期限に連動した運転免許証期限の問題や、ビザ更新のための第三国への出国の問題、ビザ申請の際の米国大使館の予約システムの使いづらさ等、ビザに関する問題指摘が多数ある。

7. 北米・中南米 米国 ③

③環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制

- ・米国有害物質規制法（TSCA）に基づく有機フッ素化合物（PFAS）報告規則について、調査方法や報告方法について不明確な部分が多く、対応に苦慮しているとの指摘あり。
- ・カリフォルニア州で、製品及び包装に、リサイクル可能との誤認を招くリサイクルシンボルを禁止する規制が採択された。これにより、日本、欧州、アジアの規制で表示が義務付けられている多くのリサイクルシンボルの表示が不可能となり、包装表示を米国専用のデザインに設計変更することとなり、メーカーにとり大きな負担となる。

④経済安全保障に起因する問題

- ・米中対立に関連する各種法規制（通商法301条、国防権限法、輸出管理改革法（ECRA）、外国投資リスク審査近代法（FIRRMA）等）により、関税の上昇や輸出管理手続の複雑化、新興技術の輸出制限、外国企業による対米投資規制等が発生しており、米国で活動する日本企業の収益性圧迫や、技術開発、生産といった事業活動への影響が懸念される。

⑤税制

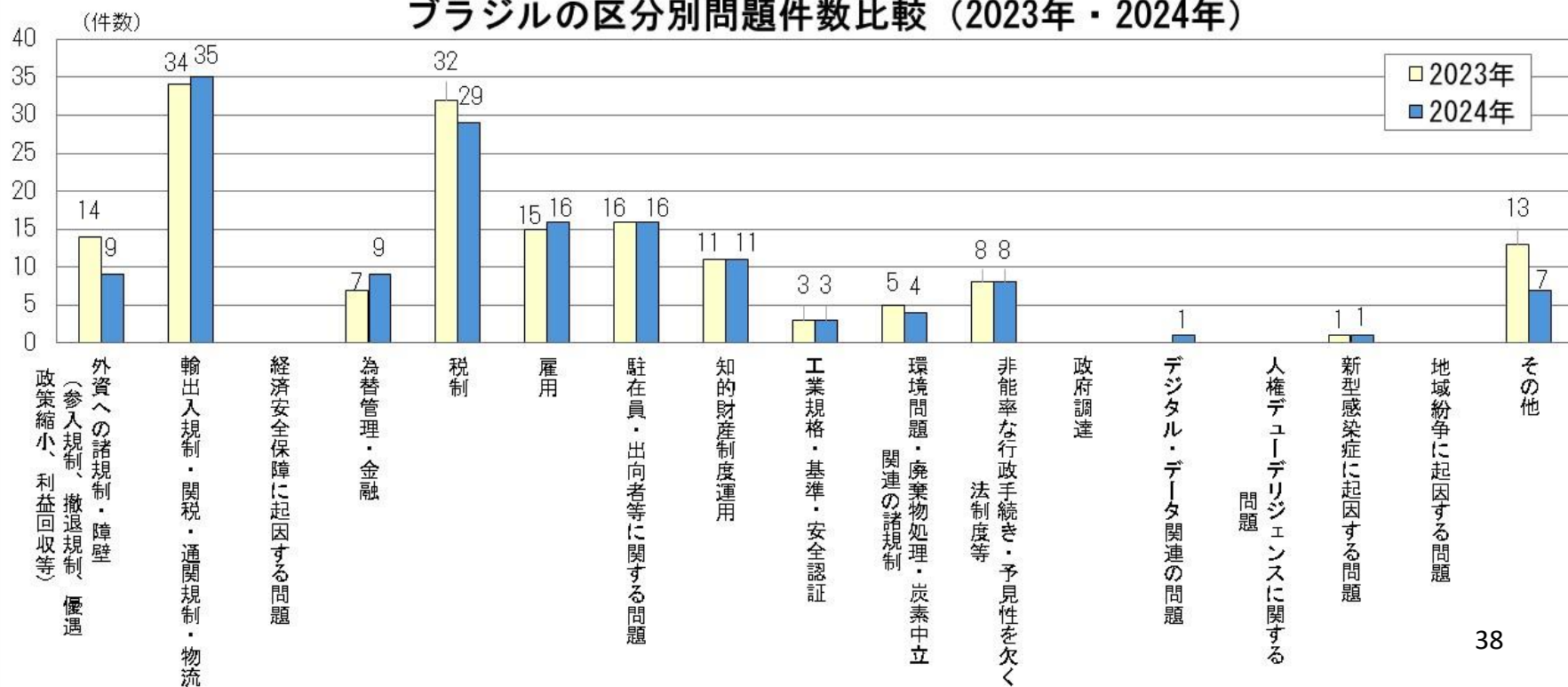
- ・EVに対する税額控除の要件として、最終組み立てが北米で行われていること、同蓄電池で使用する重要鉱物について、一定比率以上を米国で現地調達、米国がFTAを締結した国で調達し、北米でリサイクルされることを条件としているが、こうした政策はサプライチェーンを非効率化し、将来のイノベーションの弊害となることが懸念される。

7. 北米・中南米 ブラジル ①

◆ポイント

- ・問題指摘件数は149件で、前年(159件)より微減。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、日メルコスールEPA締結要望、輸入手続きの煩瑣・遅滞、不正輸入・密輸入の横行に関する継続指摘がある。
- ・2番目の「税制」では、高率で複雑な輸入関税・税務制度を含む重い税負担、複雑で頻繁に改正される税制について、継続指摘がある。3番目の「雇用」では、労働者過保護の労働法制が、「駐在員・出向者等に関する問題」では、ビザ発給手続きの煩雑・遅延・取得難についての継続指摘がある。

ブラジルの区分別問題件数比較 (2023年・2024年)



7. 北米・中南米 ブラジル ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・EU・韓国に劣後しないよう、日・メルコスールEPAの締結を求める要望がある。
- ・通関に身分証明書・納税者番号が必要となり、手続が煩雑となることに加え、荷物の現地港到着後、通関許可が下りるまでに長期間を要するため、その保管料も高額となる。またインボイス上の記載をポルトガル語にしないといけないこと、年中行事の通関ストライキ等、輸入手続の煩瑣・遅滞の問題指摘がある。
- ・周辺国からのエレクトロニクス機器・カメラ製品の不正輸入・密輸入が多く、現地産品・正規輸入品・正規流通経路での販売品と比べ、大きなコスト差があるため、国内産業の発展を阻害している。

②税制

- ・社会保障を含む各種税負担が大きく、二重、三重に課される税金がコストを押し上げており、利益を圧迫する（ブラジルコスト）。特に、工業製品税、商品流通税といった付加税、内国税が高税率である。こうした重税のため商品販売価格が先進国の2-3倍になる。
このため、不正に税を逃れるコピー品価格は純正品に対して1/3以下になる場合もある。
- ・ブラジル税制が、連邦・州・市にわたり、複雑で頻繁に改正されるため、専門コンサルタントによる管理を強いられ、コストアップの要因となっている。

7. 北米・中南米 ブラジル ③

③雇用

- ・労働法は労働者保護の立場より企業に対し制約が多く、また各法令の解釈も複雑で専門コンサルタントの起用により、各ケースに対処する必要がある。結果として、元従業員による労働裁判のリスクも大きい。
- ・給料や従業員数でブラジル人の比率が2/3以上必要なため、中小企業は設立が難しい。

④駐在員・出向者等に関する問題

- ・日本からの派遣社員の長期滞在ビザ取得手続きは、非常に複雑であり、時間がかかる。

⑤知的財産制度運用

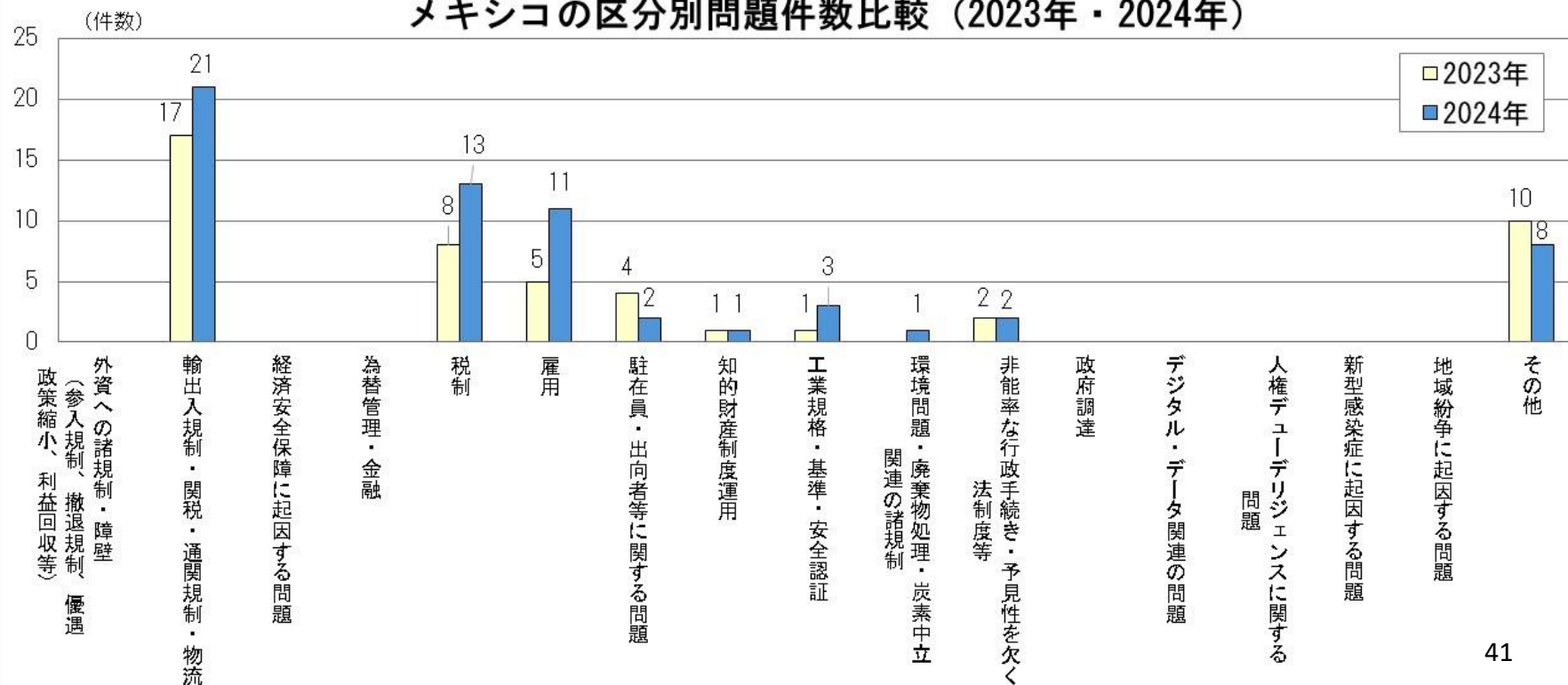
- ・税関による水際措置は、商標権侵害製品の差し止めのみで、特許侵害製品の差し止めについては規定がない。また税関による水際措置は、職権のみ対応で、権利者から保護を申請する登録システムがない。

7. 北米・中南米 メキシコ ①

◆ポイント

- ・問題指摘件数は62件で、前年(48件)より3割弱の増加となった。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、通関手続きの煩雑・遅延・恣意性に関する継続指摘がある。
- ・2番目の「税制」では、VAT還付の遅延、支払利息への課税問題への継続指摘がある。
- ・3番目の「雇用」では、労働者利益分配金制度(PTU)、人材派遣の原則禁止といった継続指摘に加え、連邦労働法改正案への懸念といった新規指摘がある。

メキシコの区分別問題件数比較 (2023年・2024年)



7. 北米・中南米 メキシコ ②

①輸出・輸入規制・関税・通関規制・物流

- ・部材の輸入時に税関・通関業者に提出を求められる書類が多く、工数がかかる。更に追加で提出を求められる書類も多々あり、輸入に想定以上の時間がかかることがある。また税関担当者により、通関手続・必要書類の要請が異なり、現品到着までに多くの時間と作業ロードを強いられる。
- ・税関が輸出入通関申告書をデータベース化し、企業はそれと同じデータベースを自社で構築、保持することが義務付けられているが、税関のデータベース化が正しく構築されていないため、自社の申告、承認済みの通関申告書と内容が異なっている。
- ・NAFTAからUSMCAへの規制条件の厳格化により、自動車の現調率の引き上げや最低賃金要求等の限定要因が業績悪化の一因となっている。

②税制

- ・VATの還付について、税務当局よりガイドラインで定められている要件以上の要求を受けることが頻発するため、結局業務量が増大し、還付の遅れが発生する。
- ・規定を超える支払利息については損金算入が認められないため、現地法人への資金供給手段として親子ローンを行うと、税負担の増大による収益の悪化が懸念される。

③雇用

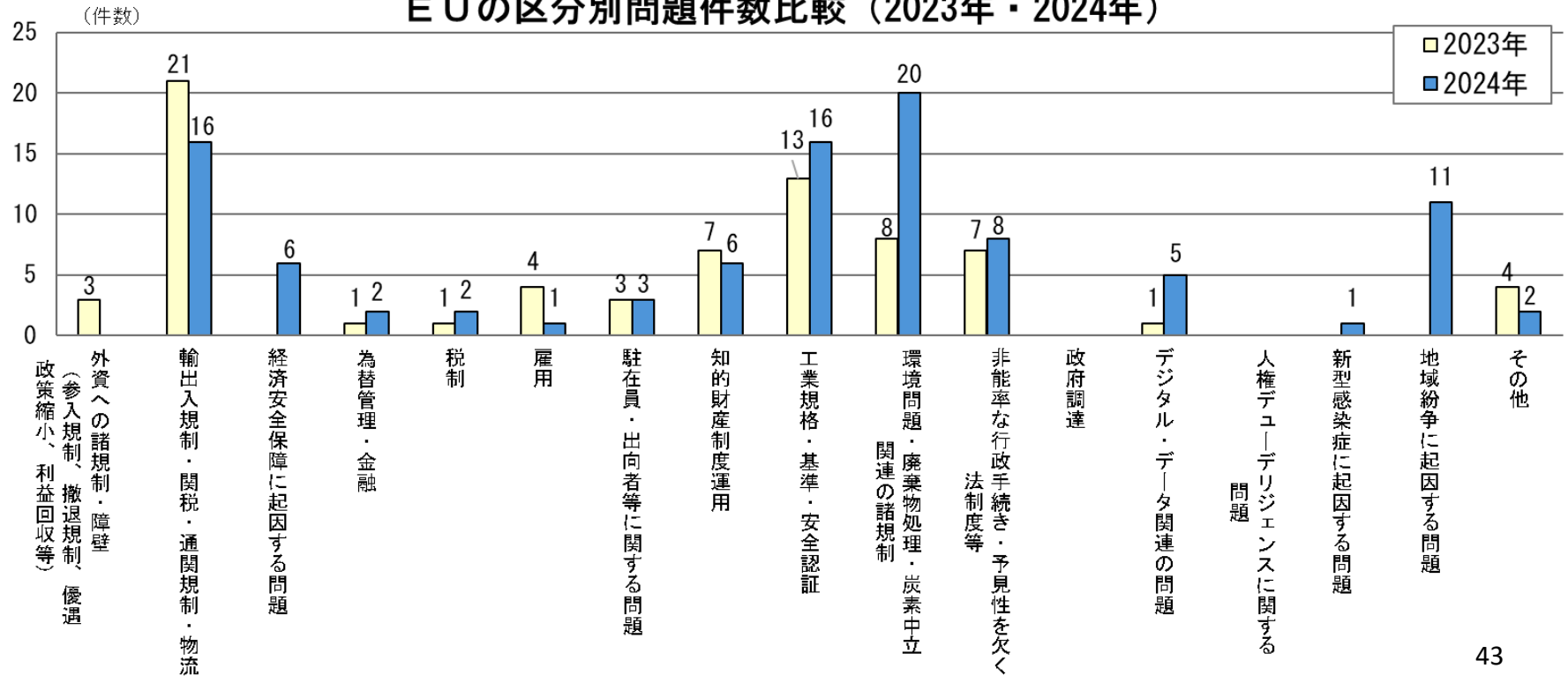
- ・労働者利益分配金制度(PTU)については、2022年より制度の一部が変更となったが、政府からの周知が不十分なため、従業員が会社に不満を持つ要因の一つになっている。
- ・人材派遣会社を通じた派遣労働者や従業員の雇用ができないため、生産・販売活動に影響が出るとの問題指摘がある。

8. 欧州・ロシア EU ①

◆ポイント

- ・問題指摘件数は99件で、前年(73件)より3割以上の大幅増加。
- ・分野別では「環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制」が最多で、CBAM規則・F-gas規制・PFAS規制といった環境規制の不明瞭さ、検討不十分の新規指摘がある。
- ・2番目の「輸出入規制・関税・通関規制・物流」では、通関手続きの不統一や英EU間の輸出入負担増加に関する継続指摘が、同数の「工業規格・基準・安全認証」では欧州電池規則への対応負担への継続指摘がある。

EUの区分別問題件数比較 (2023年・2024年)



8. 欧州・ロシア EU ②

①環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制

- ・2023年10月からCBAM移行期間が始まり、2024年1月に1回目の報告期限を迎えたが、内容に不明瞭な点も多く、内容確認や対応検討に大変な負担となった。2025年からはEU指定の計算による炭素量算出が必須となるが、難解な内容、且つ中小のボルト・ナット生産者には対応が困難である。また、計算で控除される「日本で支払った炭素税」については、何が含まれるのか不明である。
- ・F-gas規制は施行までの期間が短く、期日までの対応（代替冷媒の確保）が難しい。
- ・2023年にPFAS（有機フッ素化合物）規制案が公開されたが、対象製品等を含めて、十分なリスク評価や代替可能性の検討を行わずに指定されている点が問題である。

②輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・EU各国の税関により通関手続きの調和がなされていない。
- ・英国のEU離脱により英国からEU諸国へ輸出する際に追加で輸出書類の提出を要求されたり、追加関税を請求されるため、時間と手間がかかっている。

③工業規格・基準・安全認証

- ・2023年8月に発行された欧州電池規制の内容が非常に複雑で、且つ不明瞭な記述もあり、対応に苦慮している。

④地域紛争に起因する問題

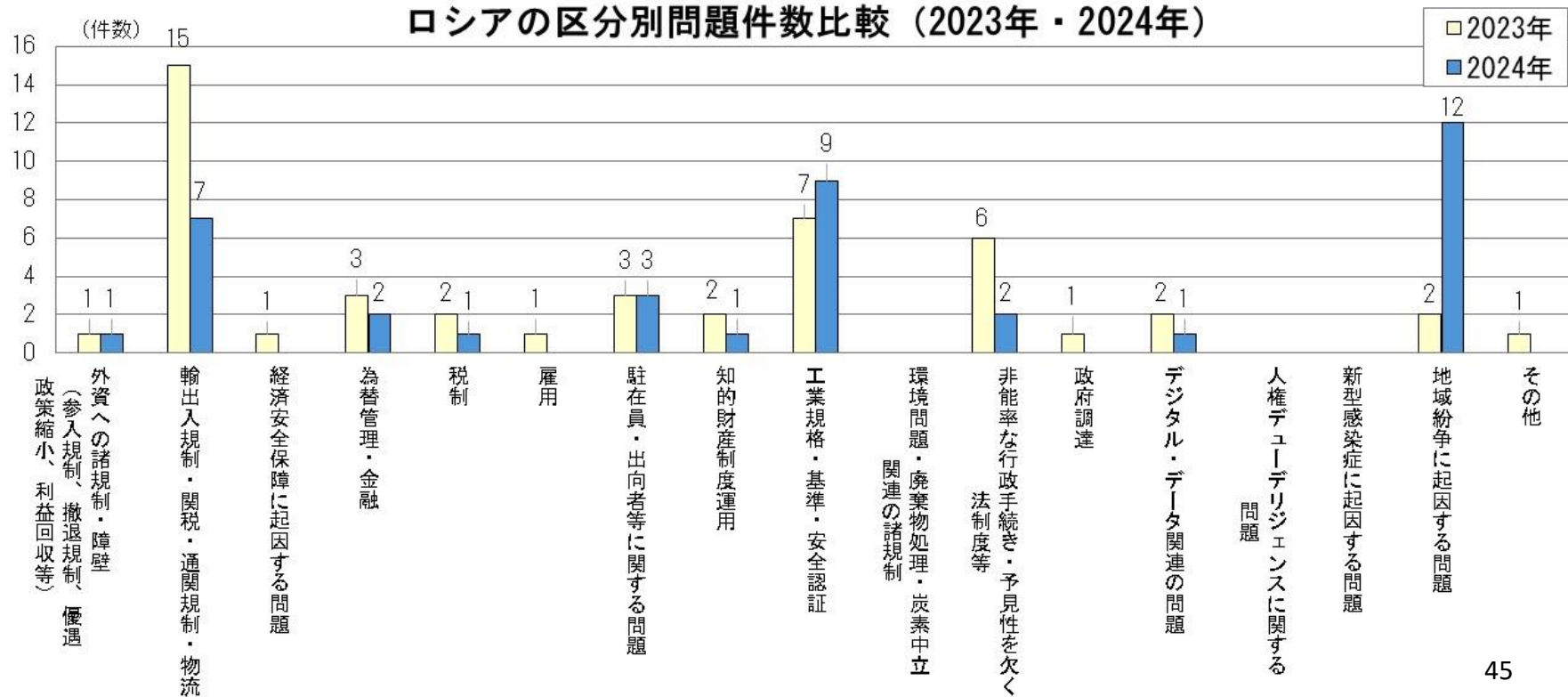
- ・紅海・アデン湾でのフーシ派による船舶への攻撃により、欧州向け海上輸送に混乱が発生している。航海日数の長期化、コンテナスペースの確保難が顕著となっている。

8. 欧州・ロシア ロシア ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は39件で、前年(47件)より減少。
- ・分野別では「地域紛争に起因する問題」が最多で、ロシアの武力攻撃によりウクライナでの事業継続が困難、各国の対ロ制裁で輸出入取引が困難となったとの継続指摘がある。
- ・2番目の「工業規格・基準・安全認証」では、医療機器登録申請の煩雑さ・遅延・コスト負担、市販前の審査の恣意性についての継続指摘がある。3番目の「輸出入規制・関税・通関規制・物流」では、輸入手続きの煩雑・遅延の継続指摘がある。

ロシアの区分別問題件数比較（2023年・2024年）



8. 欧州・ロシア ロシア②

①地域紛争に起因する問題

- ・ウクライナでの事業がロシアの武力攻撃により継続のリスクにさらされている。ロシアは大きなマーケットだったが、紛争後は一切の取引を停止せざるを得なくなった。
- ・ロシアのウクライナ侵攻に伴う各国の制裁により貿易が困難となった。例えば、銀行のコンプライアンスチェック強化による送金の困難化、船主のロシア寄港忌避・配船の困難化等、基礎的なビジネス環境に通常想定されないリスクが生じるといったビジネスの予見性低下がある。
- ・制裁内容に具体性が欠ける部分も多いため、リスクを避けるため、制裁内容を広く解釈する傾向が強く、結局何も輸出できないとの結論になることも多い。このため現地での訴訟リスクもあり、最悪会社の接收にもつながりかねない状況にある。

②工業規格・基準・安全認証

- ・医療機器の登録申請の煩雑さ・遅延・コスト負担・市販前審査の恣意性についての指摘が多い。具体的には、申請準備から認証まで少なくとも18ヶ月を要すること、当局からの技術資料要求について、受け入れられていたものが否認され、不条理な文書が要求されたりと恣意性が高いこと、要求に対する質問は一切許されず、当局への問い合わせにはコンサルを使わないといけないこと、そもそも審査・申請に関するガイドラインが存在しないこと等がある。

③輸出入規制・関税・通関規制・物流

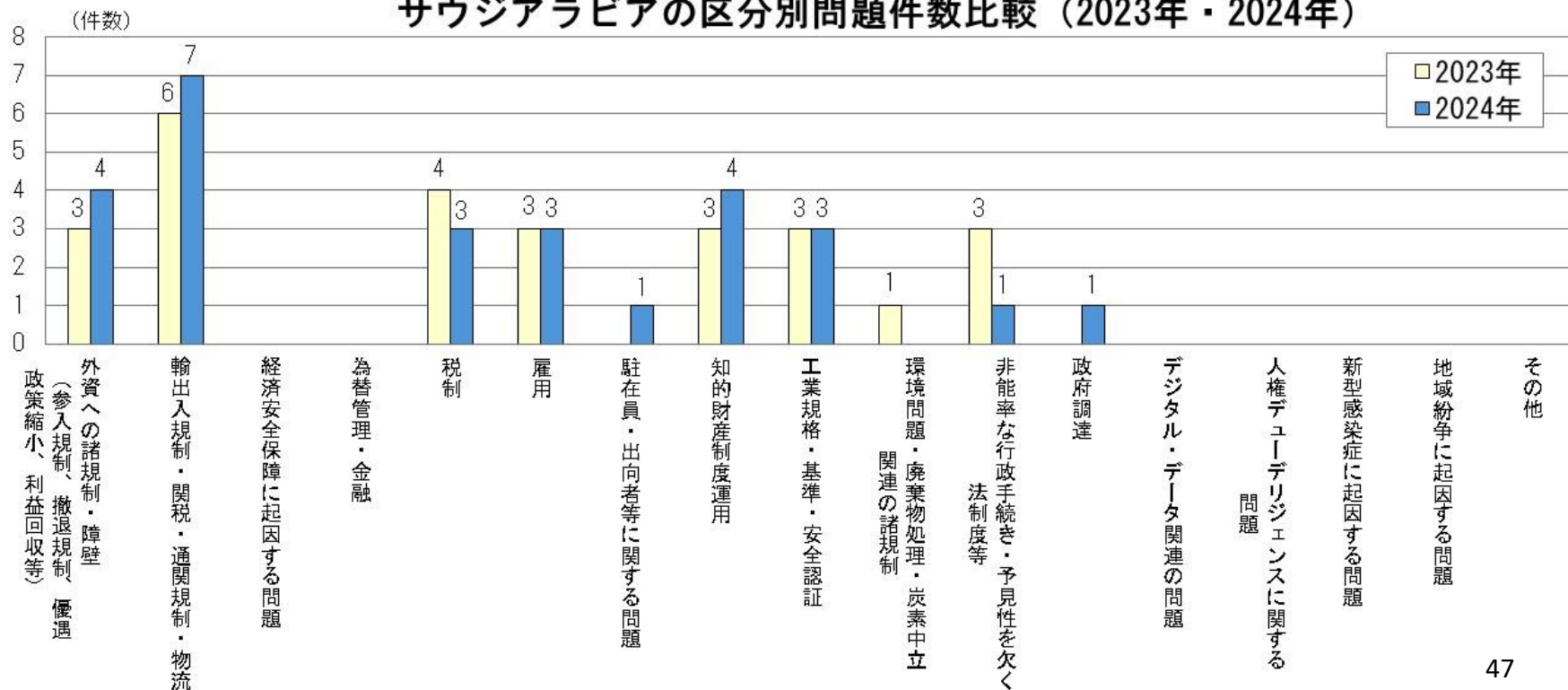
- ・輸入手続きの煩雑・遅滞として、輸入通関の際に求められる資料が多い（製品・全部品の梱包前・後の写真、正味重量・パッキング重量の記載等）。

9. 中東・アフリカ サウジアラビア ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は27件で、前年(26件)と同じレベル。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、SABERという輸入登録制度に関する煩雑さ・不明確さ、輸入通関時の開品検査等についての継続指摘がある。
- ・2番目の「外資への諸規制・障壁」では資本金・投資者による業務制限に関する新規指摘が、「知的財産制度運用」では商標権権利行使手続きの遅延・開示内容の不足についての新規の指摘がある。

サウジアラビアの区分別問題件数比較 (2023年・2024年)



9. 中東・アフリカ サウジアラビア ②

①輸出規制・関税・通関規制・物流

- ・SABERというオンラインプラットフォームに全輸入品を事前登録しなければならないという規制措置があるが、ルールが不明確で変更も多い上、適合証明書(COC)取得の流れが不明確で取得に1年以上かかる。また定期点検に必要な部品にもCOC取得が義務付けられ、スムーズな出荷ができずに、COC取得のために追加費用が発生している。
- ・コンテナヤードにて、かなりの高率でコンテナを開ける開品検査が発生する。多大な時間がかかる上、検査コストは荷主負担となる。加えて、検査後の積みなおし時にダメージも発生する。(顧客よりクレームあり。)

②外資への諸規制・障壁

- ・資本金・投資者による業務制限に関して、トレーディング取引を含む商業ライセンス取得の要件として、資本金SAR30M(約10億円)(100%外国法人の場合)の条件があるが、金額が高く、かなりハードルが高い。

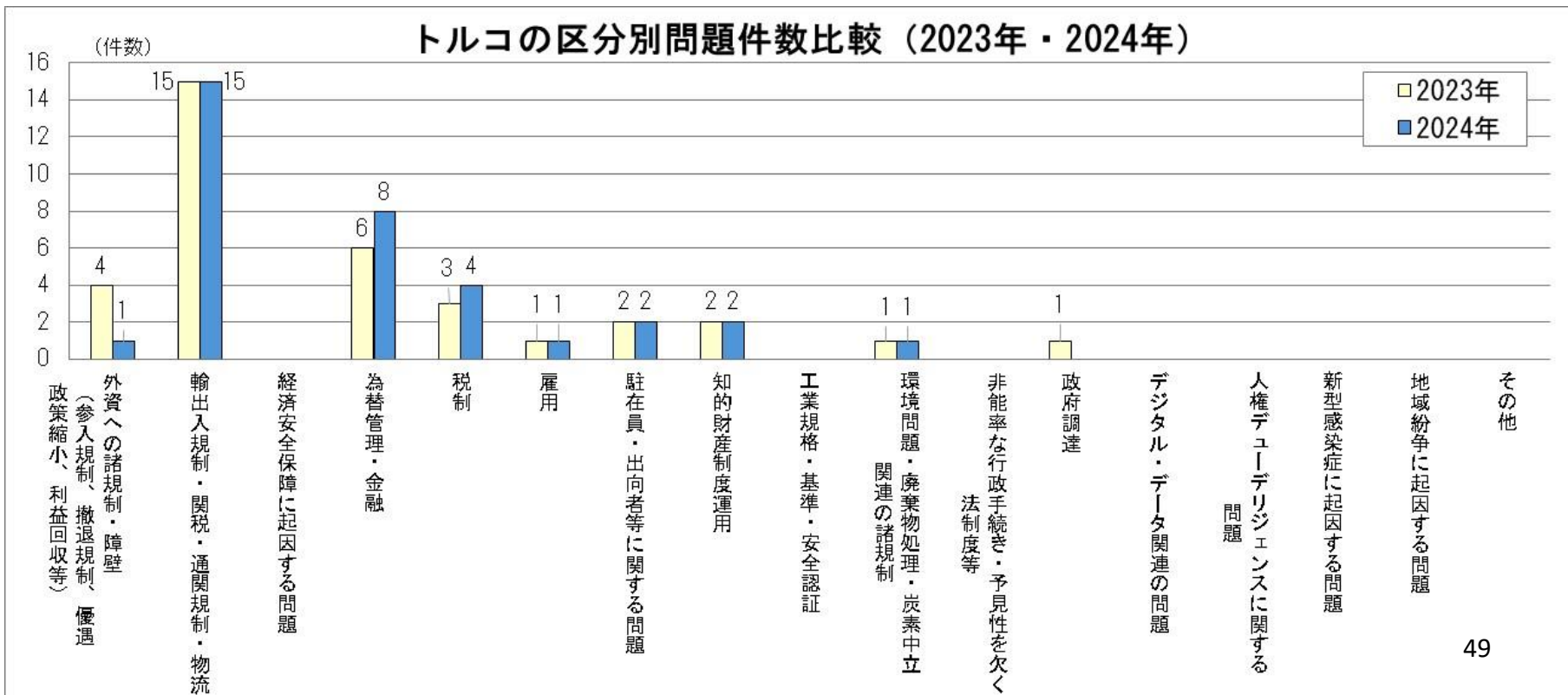
③知的財産制度運用

- ・2021年に商業投資省から知的財産総局に商標権利行使の管轄が移管されたが、提訴から摘発までの時間が以前より長くなっている。また摘発結果の開示内容も以前に比べて限定されている。

9. 中東・アフリカ トルコ ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は34件と、前年(35件)と同じレベル。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、追加関税を含む高関税回避及びEU等FTA既締結国への劣後から、建機・農機具を中心に日本とのFTA締結の継続要望がある。
- ・2番目の「為替管理・金融」では、国内貸付・外貨買付に係る銀行貸出規制、国内外貨決済の不可といった継続指摘がある。3番目の「税制」では、RUSF(財源使用税)課税の継続指摘がある。



9. 中東・アフリカ トルコ ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・トルコの高輸入関税・追加関税措置については、関税同盟であるEUやFTA締結国と比較した場合、日本からの輸出品は劣後することになるため、建機・農機具を中心にFTA締結要望がある。（FTAを締結すると追加関税措置の対象も外れることとなる。）
- ・建設機械は、製造年が当年度の機械しか輸入通関ができないため、これが10-12月の船積み进行を妨げる要因となっている。

②為替管理・金融

- ・2022年以降、トルコ中央銀行による国内貸付・外貨買付に関する規制が頻繁に発効・改正され、また即日発効のケースもあることから、資金繰りに大きな影響が出る場合がある。
- ・2022年4月の通貨価値保護法の改正により、国内企業への物品販売代金の回収を外貨ではなく、トルコリラで行わねばならなくなり、輸入商品の販売については為替変動リスクを負わざるを得なくなった。

③税制

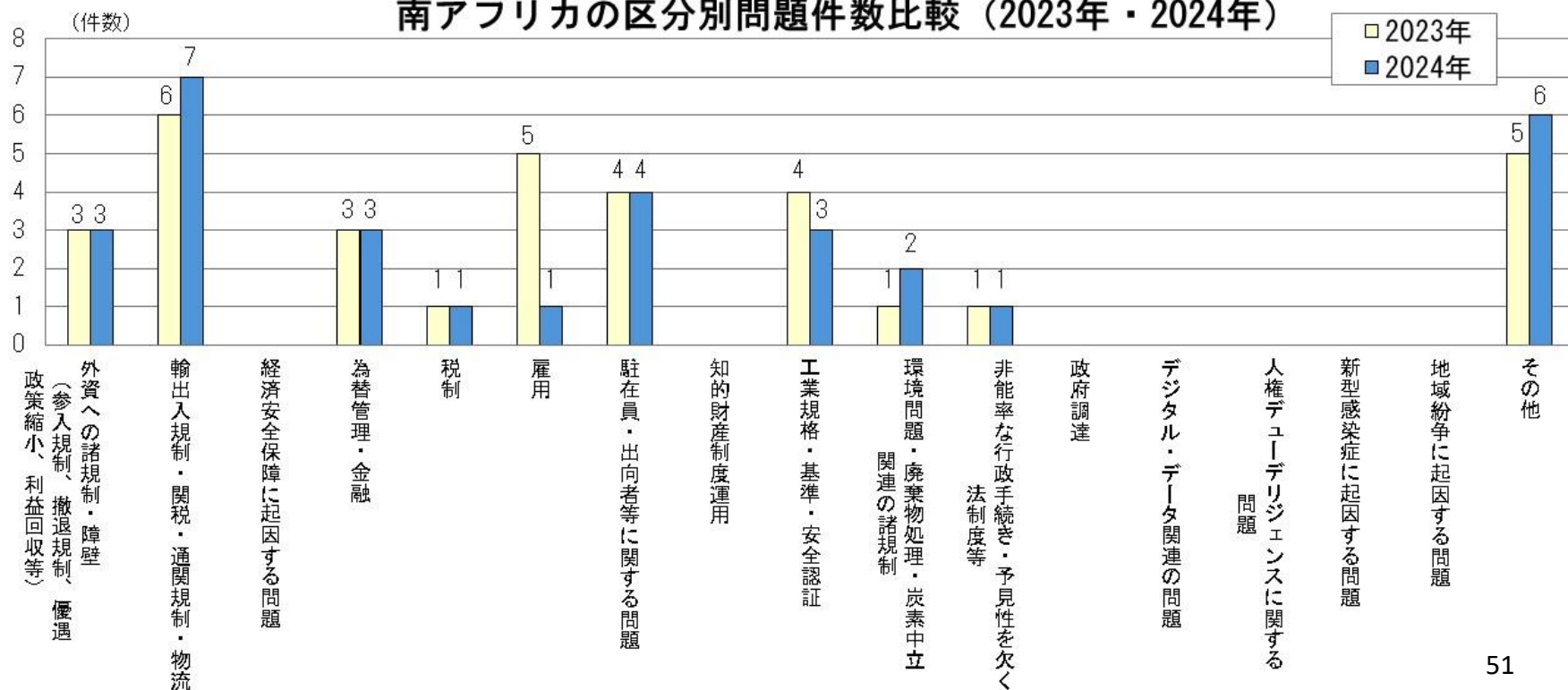
- ・輸入品代金は、通関時に支払い済の証明を提出しなければ、関税と別にRUSF（財源使用税6%）を支払う必要があるため、これを避けるために地場銀行からの借り入れによる追加資金を手当てする必要がある。このため資金効率と利益率が低下する。
- ・非居住者から居住者への融資に対してもRUSFはかかるため、グループ全体の資金効率が低下する。

9. 中東・アフリカ 南アフリカ共和国 ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は31件で、前年(33件)とほぼ同じレベル。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、一部家電製品の高額輸入税や、鉄鋼製品の関税引き上げの継続指摘がある。
- ・2番目の「その他」では、電力を中心としたインフラの未整備への継続指摘がある。
- ・3番目の「駐在員・出向者等に関する問題」では、ビザ発給手続の遅延や発給回数制限への継続指摘がある。

南アフリカの区分別問題件数比較（2023年・2024年）



9. 中東・アフリカ 南アフリカ共和国 ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・テレビ、エアコン、冷蔵庫といった家電に高額関税が課され、別途物品税も賦課されるが、シングルタブ洗濯機や美容家電は関税の対象外となっている。輸入税の基準や是正のロードマップが不透明との指摘がある。また鉄鋼製品については、過去からフリーであったものに10-15%の関税が課せられる事例がある。

②その他

- ・電力不足が深刻化しており、経済活動のみならず一般生活においても計画停電等の影響が出ている。また水供給についても断水が発生し始め、過去の洪水に対する治水対策も不十分である。
- ・強盗、カージャックの被害が増加し、また偽警察による犯罪も発生している。

③駐在員・出向者等に関する問題

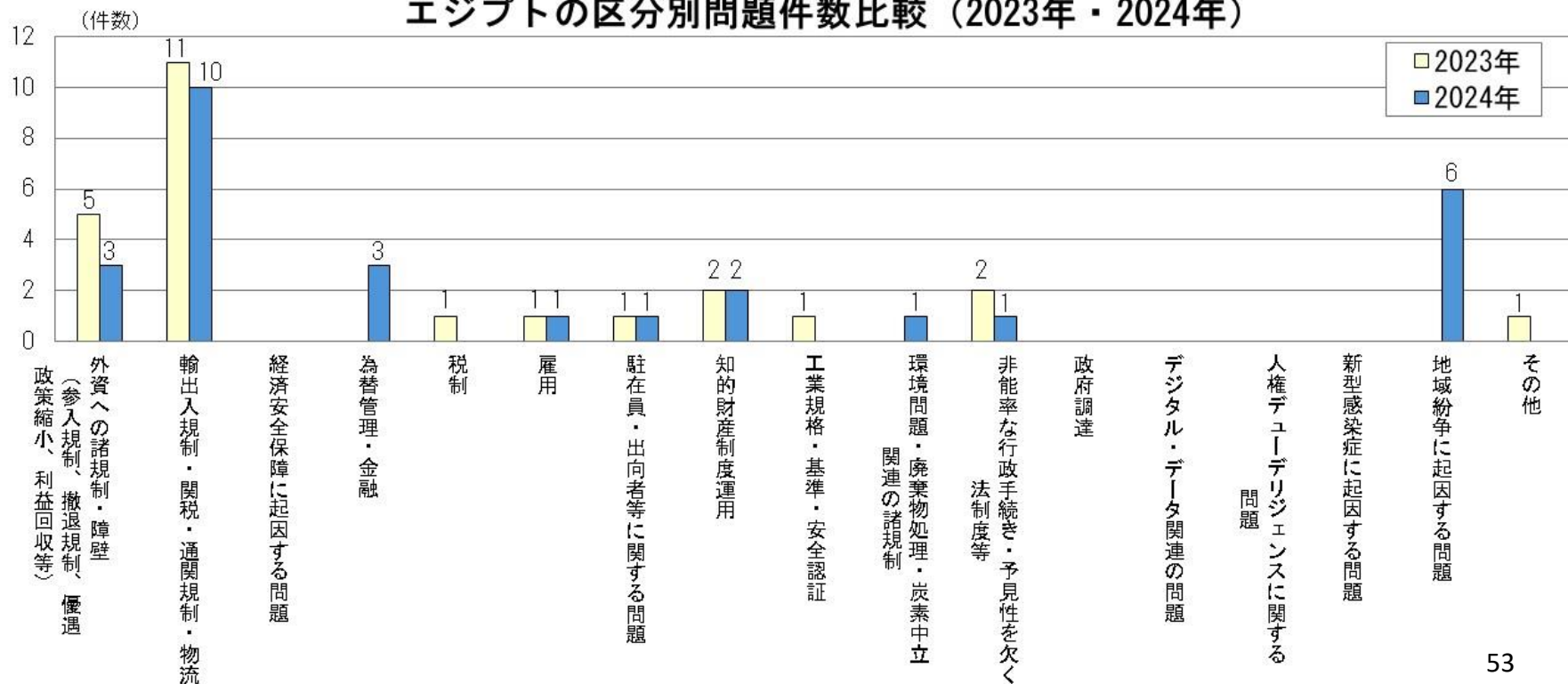
- ・労働許可証取得手続きに時間がかかる上、必要な手続きが不明瞭である。また一部許可証は発給回数に制限(更新不可)との問題がある。

9. 中東・アフリカ エジプト ①

◆ポイント

- ・問題指摘総数は28件で、前年(25件)より約1割増加。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最も多く、突然の関税率変更・運用の不透明、ISO未取得工場の製品への輸入不可等の継続指摘がある。
- ・2番目に多い分野は新設された「地域紛争に起因する問題」であり、ロシアのウクライナ侵攻による価格高騰、ガザ地区紛争による経済への影響、フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響等の新規指摘がある。

エジプトの区分別問題件数比較 (2023年・2024年)



9. 中東・アフリカ エジプト ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・税関による関税率変更が施行期間なく実施されるため、変更の都度、新関税率への対応と当局とのネゴを行う必要がある。
- ・ISOを取得していない工場の製品をエジプトに出荷（販売）できず、他国にはない輸入規制となっている。またISOを取得している工場の製品であっても、この規制のために輸出手続きが煩雑となり、非常に手間がかかることとなる。
- ・エジプト政府から指定される出荷前検査会社が輸出国により異なるため、自社にとっては多くの会社と取引を行わなくてはならなくなる。

②地域紛争に起因する問題

- ・ロシアのウクライナ侵攻を発端として、輸入小麦粉の価格が急上昇し、外貨不足、国内物価上昇、為替切り下げを誘発した。
- ・イスラエルとガザ地区の紛争により、国境を接するエジプトの主要外貨収入源である観光収入が減少し、経済に大きな影響を与えている。
- ・イスラエル紛争に端を発して、フーシ派による紅海での商船攻撃が続いたため、スエズ運河を経由せずに喜望峯周りで欧州・紅海周辺国向けに航路を変更する船社が続出した。このため、海上リードタイムの延伸、海上運賃の高騰、スペースの制約、将来的なコンテナ不足が見込まれるとともに、これらによる自社製品・購入材料の納入遅延、自社・顧客の製造ラインストップの懸念がある。また、主要外貨収入源であるスエズ運河通航料が見込めない状況となり、エジプト経済に与える影響は大きい。

(参考) 区分3. 経済安全保障に起因する問題

◆ポイント

- ・(EU・英国)2023年9月に開始したロシア産原材料使用の鉄鋼製品輸入規制について、域内の統一された運用、緩和・撤廃を求める要望が多い。
- ・(中国)2020年施行の輸出管理法にある「再輸出」「みなし輸出」「法の域外適用による責任追及」等の現実運用が不透明である。
- ・(米国)輸出管理規則(EAR)Entity Listの追加・改定や、国防権限法への対応について負担が大きい。

国	問題点
中国	輸出管理法運用の不透明、再輸出規制に対する懸念 技術輸出入管理条例更新による研究開発活動消極化の懸念
カンボジア	米国の武器禁輸措置
シンガポール	輸出管理該非判定情報取得の煩雑
タイ	"Possible DUI" ^{*1} の基準の曖昧・不明確 TCWMD法 ^{*2} 運用の未確立
米国	輸出管理法令の厳格化・複雑化 輸出管理規則(EAR)における拡大直接製品規制強化 高エネルギー密度電池の役務輸出規制 米国再輸出規制への対応 対中輸出規制強化に対応するための負荷の増大 対ロ制裁に伴う貿易困難化 半導体関連の輸出規制 米国国防権限法制定による技術、投資規制 米国国防権限法の制定による米国政府調達規制 米中対立に関連する法規制の日本企業への影響
EU	対ロ制裁に伴う貿易管理強化 ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制
英国	ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制

*1 Possible DUI: 安全保障輸出管理法制上、規制対象の貨物

*2 TCWMD法: 2019年大量破壊兵器および関連品目貿易管理法

(参考) 区分13. デジタル・データ関連の問題

◆ポイント

- ・(EU)GDPRに関連して、個人情報データの越境移転対応について、国際的な統一・調和を進めて欲しいとの要望あり。また乱立するEUデータ関連法の整備を求める声もあり。
- ・(ベトナム・ロシア・中国)データローカライゼーションが求められているが、その要件や手続き等が明確でないため、事業者には負担がかかっている。

国	問題点
中国	個人情報や重要データの国内保存義務・国外移転規制の不明確
	データセキュリティ・越境規制の細則の不明確
	データ越境移転の厳しい適法性要件
	データセキュリティ法における重要データの中国国内保管
	「中国ネット安全法」の発行による、各種システム構築への影響
	輸出入データの漏洩
ベトナム	個人情報保護政令の運用細則の未整備
	労働者の個人情報保護に関する責任
	データローカライゼーションおよび個人情報取扱い規制
インド	会計帳簿バックアップにおける課題
米国	デジタル貿易とデータフローの未規定
	データ輸出規制
	サイバーセキュリティ対策の強化
	WTO電子商取引交渉の中断
ブラジル	個人情報の国外移転規制
ペルー	データ保護法の不明確、厳格な執行
EU	個人情報の国外移転規制
	乱立するデジタルデータ関連法規の複雑・域内での不整合
	欧州データ法の運用細則の不明確
ロシア	個人情報の国外移転規制

(参考) 区分14. 人権デューデリジェンスに関する問題

◆ポイント

- ・(米国)2021年に成立したウイグル強制労働防止法は、輸入品が強制労働で生産されたものでないことの証明を企業に求めていること、原材料まで遡っての調査は多大な労力と時間を要すること、また米国得意先より遵守要請・調査依頼を頻繁に受けるようになったことより、大きな混乱が引き起こされている。加えて、中国での本格的なサプライチェーン調査を行う場合、中国政府の対抗措置や中国での不買運動につながる可能性があるとの指摘がある。

国	問題点
米国	人権デューデリジェンスに関する事務負担増加の懸念
	ウイグル強制労働防止法による製品の輸入規制強化
	ウイグル強制労働防止法における課題

(参考) 区分15. 新型感染症に起因する問題

◆ポイント

- ・(米国・カナダ)米国ビザの更新は第三国で行う必要があるが、感染リスクを考慮すれば、米国内での更新が最善である。
- ・(ベトナム)コロナ以降、フライト便の直前変更が多発しているが、予約段階で作成する原産地証明のフライト番号と異なるため、輸入税の還付が承認されないケースが発生している。
- ・(中国)コロナ感染流行以降、日本からの渡航にはビザが必要となったが、免除措置を復活して欲しいとの要望が多数出ている。

国	問題点
中国	温調貨物取扱規制・港湾施設の防疫強化に伴う物流混乱
	COVID-19による輸送の遅延・困難、コンテナ不足
	COVID-19による実機試験の未実施
	COVID-19による短期滞在ビザ免除措置の停止
香港	COVID-19による人材不足・採用難
シンガポール	入国にかかるワクチン接種要件の不合理的
ベトナム	COVID-19による輸入税の未還付
インド	金属及び金属製品の品質管理令(BIS-QCO)による材料流通規制
カナダ	COVID-19によるI-94更新手続きの困難
米国	COVID-19による中部発着の欧米路線が未再開
	COVID-19によるI-94更新手続きの困難
ブラジル	COVID-19による輸入手続きの煩瑣・遅滞
EU	中部発着の欧米路線が未再開
オマーン	COVID-19による入国規制

(参考) 区分16. 地域紛争に起因する問題

◆ポイント

- ・(ロシア)ロシアは大きな市場であったが、紛争後一切の取引を停止せざるを得なくなった。ウクライナでの事業は、ロシアの武力攻撃を受けるリスクにさらされている。
- ・(米国)フーシ派による紅海船舶攻撃のスエズ運河の問題の他、米国では干ばつによるパナマ運河の運航規制の問題も加わり、日本・アジアからの輸送リードタイムが延長し、生産ラインストップ、海上輸送コストアップ、緊急航空輸送によるコストアップと損害が出ている。

国	問題点
台湾	地政学的リスク
中国	地政学的リスク
米国	海上輸送の遅延長期化・深刻化 フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響
EU	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響
英国	ロシア・ウクライナの紛争等による英国ビザの発行遅延 フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響
チェコ	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響 ロシアによるウクライナ侵攻及び紅海での船舶攻撃
ポーランド	ロシアのウクライナ侵攻による駐在員の労働ビザ・滞在許可取得の困難
CIS	地政学的リスク
アゼルバイジャン	欧米諸国による対ロシア制裁に起因する問題
アルメニア	欧米諸国による対ロシア制裁に起因する問題
ウクライナ	ロシア・ウクライナ紛争による影響 欧米諸国による対ロシア制裁に起因する問題
ウズベキスタン	欧米諸国による対ロシア制裁に起因する問題
エストニア	欧米諸国による対ロシア制裁に起因する問題
カザフスタン	欧米諸国による対ロシア制裁に起因する問題
キルギス	欧米諸国による対ロシア制裁に起因する問題
ジョージア	欧米諸国による対ロシア制裁に起因する問題
タジキスタン	欧米諸国による対ロシア制裁に起因する問題
トルクメニスタン	欧米諸国による対ロシア制裁に起因する問題
ベラルーシ	欧米諸国による対ロシア制裁に起因する問題

国	問題点
モルドバ	欧米諸国による対ロシア制裁に起因する問題
ラトビア	欧米諸国による対ロシア制裁に起因する問題
リトアニア	欧米諸国による対ロシア制裁に起因する問題
ロシア	ロシアの武力攻撃リスクによる事業継続の困難 対ロシア制裁による事業継続の困難 対ロシア制裁による貿易困難化 ロシアに対する制裁内容不明瞭による輸入の困難 医療機器の輸出禁止・サンプル品の返却不可 ロシア・ウクライナとの取引継続の課題 OFAC規制による債権回収の遅延 対ロシア制裁の影響による外貨送金制限 ロシア・ウクライナ紛争による影響 Made in Russia優遇処置 ロシア所在保険会社と非友好国所在保険会社との再保険取引禁止
イエメン	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響
イラン	英国の対イラン制裁制度 米国制裁の影響による邦銀の自主規制 米国制裁の影響による債権回収の困難
オマーン	イスラエルのガザ侵攻による事業への影響の懸念
エジプト	ロシアのウクライナ侵攻による価格の高騰 ガザ地区紛争による経済への影響 フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響

※「フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響」では、国を特定することが困難との理由から国名の無回答が数社あり、イエメンとエジプトの両国に記載しました。

お問い合わせ

貿易・投資円滑化ビジネス協議会 事務局
日本機械輸出組合 通商・投資グループ
和田、庫元(くらもと)

wada@jmcti.or.jp

tohshi@jmcti.or.jp

Tel: 03-3431-9348 Fax: 03-3436-6455